

平成 2 6 年舟形町議会
第 3 回定例会会議録

舟形町議会

平成26年9月4日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

平成26年舟形町議会第3回定例会第1日目

平成26年9月4日(木)

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教 育 次 長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 本期受理の請願・陳情

請願第 3号 「手話言語法」制度を求める意見書の提出についての請願

請願第 4号 集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法第9条を生かすこと

を求める意見書の提出についての請願

請願第 5号 米価下落に関するに県書の提出についての請願

陳情第 4号 軽度外傷性系脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情第 5号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 おはようございます。ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成26年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。なお、9月定例会は、全員協議会の申し合わせによりまして、上着を脱いでもよいことになっております。ご自由をお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。2番奥山謙三君、6番野尻益夫君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期については、さきに議会運営委員会が開催され協議されております。その結果について八鍬太委員長より報告を求めます。

8番 それでは、私から。去る平成26年8月29日に開催されました議会運営委員会におきまして、9月定例会の会期について協議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。平成26年9月舟形町議会定例会の会期は、本日9月4日から同9月11日までの8日間とすることといたしましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、ただいま八鍬議会運営委員長の報告のとおり、本日9月4日から11日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって会期は本日から11日までの8日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の請願・陳情

議長 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題といたします。

請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書提出についての請願、請願第4号 集団的

自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法第9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願、請願第5号 米価下落に関する意見書の提出についての請願、陳情第4号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改定などを求める陳情、陳情第5号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情を議題とします。

請願第3号について、紹介議員の朗読説明をお願いします。

3番 受理番号3番。受付年月日、平成26年8月14日。件名、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願。請願者、山形市小白川町2-3-30、一般社団法人山形県聴覚障害者協会、会長小野善邦。紹介議員、斎藤好彦。

趣旨、手話とは日本語を音声ではなく、手や指体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報補償施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

以上、下記の事項について、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

記、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、請願第4号について紹介議員の朗読説明をお願いします。

2番 受理番号4。受付年月日、平成26年8月22日。件名、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法第9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願。請願者、新庄市金沢2484番地、新庄最上地区新庄最上母親大会実行委員会代表、伊藤左代子。紹介議員、奥山謙三。

趣旨、安倍内閣は7月1日、国民多数の反対を押し切って、集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたう憲法第9条のもとで、歴代の自民党政権も認められないとしてきたことを大転換させるものです。この閣議決定は、日本への武力攻撃がなくても、我が国と密接な関係のある他国への武力攻撃でも武力行使を可能にするもの

です。明白な危険のある場合の限定的なものとして、その判断は時の政府に任せられることとなります。

さらに、これまで非戦闘地域に限定してきた自衛隊の後方支援を戦闘地域に拡大し、武器使用についても制限を撤廃しました。武力行使をしてはならない。戦闘地域に行ってはならないというこれまでの2つの歯どめを外せば、武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかなです。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。人権主義を踏みにじり、時の一首相、一内閣が戦争をしないと誓った日本の国のあり方を勝手に作りかえることなどは許されません。

ガザやウクライナの事態を見ても、武力によって何も解決しないことは明らかなです。

憲法第9条を守り、生かすことこそ平和な世界をつくる道です。よって、政府に対して下記の事項について意見書を提出していただきたく、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

記、1、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないこと。

2、憲法第9条を生かすこと。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、請願第5号について紹介議員の朗読説明をお願いします。

6番 受理番号5。受付年月日、平成26年8月28日。件名、米価下落に関する意見書の提出についての請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、山形県最上郡舟形町舟形273-1、新庄最上農業協同組合代表理事組合長、安食賢一。紹介議員、野尻益男。

件名、米価下落に関する意見書の提出についての請願。

趣旨、米の自給などをめぐる情勢は、25年産古米の持ち越しが想定され、27年6月末の民間在庫は、平年作でも232万トン程度と見込まれております。これは需給緩和で大幅な米価下落が発生した21年産米の在庫量を大きく上回る水準にあります。米穀安定供給確保支援機構への品食用途への販売に取り組んできたものの、先般公表された作柄概況を踏まえると、供給が需要をさらに上回ることが見込まれます。26年度産は売価変動交付金の廃止に加え、米穀機構の保有財源もなくなることなどが見込まれるため、出来秋以降の米の販売環境が極めて深刻な状況にあります。

こうした深刻な状況にあって、米価の下落と低迷が実現のものとなった場合には、本県農業及び稲作農家の経営に対する甚大な影響が危惧されます。かかるかな将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、政府に対して下記事項について意見書を提出していただき、強力な働きかけをお願いするものであります。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

記、1、米の需給と価格の安定対策。米の需給と価格の安定を図るためには市場に委ねるだけでは需給ギャップが生じることから、政府備蓄米、柔軟な買い入れ、売り渡しの仕組みなどの措置について、より豊凶などによる米の需給変動の補正する仕組みを構築すること。また、26年産米の出来秋に向けて、過剰米の緊急対策をこうじること。

2、米価変動に対応した経営安定対策。米価の下落と低迷が懸念される中、生産調整に取り組む全ての稲作農家が将来にわたって安定な稲作経営を展望でき、経営の安定化により、創意工夫を生かした経営を展開できるよう、米価変動に対応し得るセーフティネットを構築すること。以上よろしくをお願いします。

議長 陳情第4号、第5号については、事務局が朗読いたします。

事務局長 本期受理の請願。受理番号4、受付年月日、平成26年8月12日。件名、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、大阪府東大阪市六万寺町3-12-33、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子。

趣旨、軽度外傷性MTBIは、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

2007年世界保健機構WHOの報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患となると予測され、その対策が急務であると警告されています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられます。しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい、味がわからなくなるなどの多発性の神経麻痺、尿失禁、膀胱傷害など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されず、悩み苦しんでいるケースが多々あります。しかし、多角的、体系的な神経学的検査及び神経科からの裏づけ検査をすれば、後から外傷性脳損傷と診断することができます。

また、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子供たちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも重症の外傷性脳損傷を引き起こすことのある軽度外傷性脳損傷について多くの市民に周知を図っていただきたいと思います。

そこで、下記のとおり国、政府機関など関係機関に意見書を提出していただきますよう陳情

します。

記、1、業務上の災害、または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害補償年金が受給しているよう労災認定基準を改正すること。

2、労災認定基準の改正に当たっては、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法として、多角的、体系的な神経学的検査法を導入すること。

3、MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発、周知を図ること。以上です。

受理番号5。受付年月日、平成26年8月20日。件名、「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、山形市大字門伝字裏白1番地、農民運動山形県連合会会長、花鳥賊義・。

趣旨、政府が今進めようとしている農政改革は農業だけではなく、国民の食糧と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねないものです。農業委員会の構成制を廃止、地域農業振興の権限機能をなくすることは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うことになり、農業生産法人の要件緩和とあわせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、JA中央会の見直し、農協の株式会社化、さらには単位農業から信用共済事業を分離することは家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響を与えます。

また、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することにもつながります。

今、食糧危機が心配される中、将来にわたって安全、安心な食糧生産、供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、農業政策の基本を企業の参入、進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティーの維持、協同組合を発展させることこそ重要だと考えます。

政府の農政改革の動きの中で、2014年産米は超早場米の消費地での取引価格が暴落し、全国的な価格の大暴落も強く懸念されます。

ことしから経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、米価はさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがあります。

この間の米価の下落は、ことし6月末の在庫が2年前に比べて75万トンもふえる見通しを政府が認識しながら、有効な対策を講じてこなかったことにあり、攻めの農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

長年にわたり生産者は政府の減反、転作方針に協力してきました。その点からも主食の米の需給と価格の安定を図るのは、現在の政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのが当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。

す。

以上の趣旨から下記の事項について、地方自治法第99条の規定により、意見書を政府及び関係機関に提出して下さるよう陳情します。

記、1、農政改革に当たっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化など、生産の振興と食料自給率を向上に資するものにする事。

2、緊急に過剰米処理を行うこと。以上です。

議長 審査の方法についてお伺いします。

8番 請願につきましては、3号は文教民生常任委員会に、4号と5号につきましては、総務振興常任委員会に付託、陳情につきましては、4号は文教民生常任委員会に、5号については総務振興常任委員会に付託をして、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より請願第3号については文教民生常任委員会に、請願第4号と請願第5号は総務振興常任委員会に付託、陳情第4号は文教民生常任委員会に、陳情第5号は総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、請願並びに陳情については各常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第3回9月定例町議会を招集しましたところ、公私ともにご多忙のところ全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、山形県内では7月9日から10日にかけて、台風8号の影響により南陽市を中心に大変な被害があったばかりであります。さらに、8月8日にも山形市を中心に局地的な非常に激しい雨によりまして、建物被害、道路、河川等の被害がありました。さらに、8月22日にも局地的に雷を伴う非常に激しい雨となりまして、一部地域では降ひょうなどの被害が発生しております。

全国的にも8月19日からの大雨によりまして、広島市で土砂崩れなどの災害等が発生し、大災害となっております。広島市の8月26日、午前8時30分現在の状況、土砂崩れによる人的被害が60名の死亡、26名の行方不明者など129名に被害に出ているようであります。

また、住宅被害は全壊25棟、半壊39棟など378棟、避難の状況は避難指示が4,627名、避難勧

告14万5,504名、自主避難2名、待避所は12カ所開設し、1,620名を受け入れ、さらに停電、断水等もありました。救助、支援部隊も自衛隊、警察関係が数千人規模、さらに災害派遣医療チーム、広島県内広域消防総合応援、緊急消防援助隊、公衆衛生チーム、精神医療チーム、災害救助犬、ボランティアなどが活動されております。町といたしましても、災害に対処すべく万全な体制の構築を努力してまいりたいと思います。

8月21日現在の最上総合支庁発表のことしの管内の生育概況であります。水稻が平年より1日早い8月6日が出穂盛期となりまして、平年よりも2日ほど早い8月15日が出穂終期となっております。はえぬきは1穂あたりのもみ数がやや少ないものの、穂数が多いためもみ数が多い状況のことであります。

大豆の開花期盛期は平年並みの8月1日となり、生育は順調であります。生育量も多い状況となっているようであります。

ソバは好天に恵まれたことから、出芽、生育とも良好のことであります。

ニラもおおむね良好、ネギも順調のことであります。

夏秋キュウリは8月の日照が少なく、収穫量が減少傾向となっておりますが、販売量は8月18日現在、前年比で126%となっているようであります。今後の天候にも恵まれるよう祈っているとあります。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事等について行政報告申し上げます。

1つは、学校統合1周年記念事業、長沢地区のさなぶり交流会の開催であります。

6月22日、長沢交流センターにおいて、長沢地区さなぶり交流会が開催されました。この事業は長沢小学校が統合により廃校となりましたが、地域住民の交流の機会を絶やさないようにと、長沢地区の町内会、民舞団体、老人クラブ、グラウンドゴルフ協会等による実行委員会が企画したものであります。

この日は、グラウンドゴルフによる交流会と民謡歌手で長沢小唄の歌い手の大場いたるさんの民謡ショーが開催されまして、小学校から高齢者まで200名ほどの参加者でにぎわいました。

2番目が、株式会社ファミリーマート和田常務との出店打ち合わせであります。

J A給油所跡地にコンビニ利用したいということで、6月6日にファミリーマート開発本部長岡東北大2地区開発統括部長と開発1課大石氏から提案があった件について、7月4日に株式会社ファミリーマート常務取締役、常務執行役員で開発本部長の和田昭則氏、さらに長岡部長、大石氏と町長室で出店についての面談を行いました。

和田部長は、採算性、用地、売り場面積、人口等から舟形に出店するのは難しい。さらに、出店担当の判定の定めとのことであります。しかしながら、和田部長と面談していく過程の中で、町の姿勢、ファミリーマートに対する町の支援をいただければ前向きに出店を検討する

旨の話をいただきました。今現在、出店に向けて用地の確保、要望等について整理をしているところであります。

3点目が、最上地区中体連並びに県中体連であります。

6月21日から22日、28から29に最上地区の中体連がありまして、舟形中学校は野球、ソフトテニス、女子400メートルリレー、女子800メートル、女子の1,500メートル、相撲1年の部個人、男子水泳50メートルの7種目で優勝しております。そのほか2位から8位までの数多くの入賞を果たす活躍を見せまして、県大会出場を果たしております。

7月20日、21日に行われました県大会では、野球が1回戦を勝ちましてベスト8、相撲では団体が3位、個人も3人が3位に入るなどして4人全員が東北大会出場を果たしております。

4番目が、国宝縄文の女神里帰り展、そして縄文の炎祭りであります。

8月2日、3日の2日間、舟形町中央公民館において、町制施行60周年記念、縄文の女神里帰り展を開催しております。

ことはオリジナルの国宝縄文の女神に加え、青森県八戸市の国宝合唱土偶のレプリカを展示いたしました。2つの国宝土偶を一度に鑑賞できるとして来館者に喜ばれたのであります。

また、3Dプリンターによるミニ女神のレプリカ製作実演や色塗り体験を実施しております。そのほかにも夏休み縄文クイズ、全国ご当地土偶キャラグランプリは子供たちに人気の企画となりまして、2日の来館者数692名を数えました。

同じ日に西堀地区女神の丘におきまして縄文炎祭りが開催されております。青年団体FIT（フィッツ）とTMプロジェクトFを中心とした実行委員会が主催するお祭りであります。土器・土偶約30点の野焼きをメインといたしまして、縄文食の出展、縄文遊びのコーナー、古代や太古をイメージした音楽ステージなど若者たちが自由に開催するイベントには約300名が参加いたしました。夜には縄文プロジェクションマッピングと150発の打ち上げ花火が夜空を彩りまして、辺りは大きな拍手と歓声に包まれたようであります。

5番目に東麻布、港区三光小学校、それぞれサマースクールの開催であります。

東麻布サマースクールは8月2日から4日の2泊3日の日程で開催されました。大人26名、子供18名の参加者で、手倉森でのトレッキング、縄文炎祭りへの参加、長沢子ども遊々塾との川遊び、夏野菜の収穫体験、満天の星空観察、西堀町内会との懇談会など、舟形町の自然を十分に堪能しておったようであります。

また、港区三光小学校のサマースクール、8月23日から24日の1泊2日の日程で開催いたしました。大人34名、子供34名の参加者で、薬師の森でのトレッキング、鮎つかみなどの川遊び、白菜の植えつけなどの農業体験、カレー作り体験など自然に触れ合いながらさまざまな体験ができたようであります。

いずれのスクールもリピーターの方がふえていることもありまして、予定していた参加者を

大きく上回り、地域単位での親睦も深めながら、交流の拡大とともに、舟形町の農産物、特産品の販売戦略も進めております。

光生園移転改築工事安全祈願祭であります。

8月18日、社会福祉法人舟和会が事業主体とする障害者支援施設光生園移転改築工事の安全祈願祭、山形県最上総合支庁長、地元山形県議会議員など多くの関係者70名の出席のもと、舟形第四町内向屋地内で厳粛にとり行われました。新しく建設される施設、入所定員100名、ショートステイ10名の受け入れ可能な規模に備え、加えてドクターヘリランデブーポイントや福祉待避所の設置などの計画が予定されております。平成28年3月10日の工期となっております。最上郡内はもとより山形県内外に誇れる当施設の完成を期待するものであります。

7番目が子育て支援住宅建築工事安全祈願祭についてであります。

8月18日、子育て支援住宅建築工事の安全祈願祭が関係者出席のもとに現地において行われました。

今回の建物は前回の建物と同じ構造で、木造2階建て、延床面積483.12平方メートル、工事費1億130万4,000円で、平成27年2月27日間までの工期となっております。

以上、7件について行政報告いたします。

さて、本日本会議にご提案申し上げます案件、平成26年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について6件、条例の設定について4件、条例の制定について1件、契約の締結について1件、人事案件について1件、報告案件について1件、そして平成25年度一般会計、特別会計決算の認定について7件、以上21件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、6月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページに記載のとおりであります。説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許します。

2番 それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。まず最初に、「学童保育延長への対応は」と題して質問を行います。

現在、町の学童保育は小学4年生まで対応しています。5年生になると、それまで学童保育で対応していた子供たちは誰もいない自宅にいるか、保護者等が仕事をやめて対応している状況です。誰もいない自宅に子供を返すことについては、子供の安全を確保できず、また保護者等が仕事をやめることは日々の生活に不安があります。

町では、「子育てするなら舟形町」を全面に出して行政を進め、働く親を応援しています。

国では、平成27年4月から子ども・子育て関連3法が施行されるのに伴う児童福祉法の一部

改正により、放課後に留守宅児童を預かる学童保育の対象がおおむね10歳未満から小学生へ拡大される。母親が仕事と子育ての両立をあきらめざるを得なくなる小4の壁を取り払う狙いがあるとされています。

学童保育小学生までの拡充について、前倒しで受け入れを行っている自治体が多くあります。町の学童保育の延長を求める保護者の要望も強くあり、今この時も困っている保護者がいます。

平成26年度下期から受け入れてほしい声が強くあり、早期の対応を願っています。このことも含めて町の考えを伺います。

次に、地域おこし協力隊に期待すること。

地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市住民を受け入れ委嘱、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら、地域の活性化に貢献とあります。

現在、町には2名の地域おこし協力隊が活動を行っています。1名は2年半が、もう1名は半年が経過しようとしています。所属は産業振興課、まちづくり課に1名ずつとなっています。所属が分散することは日々の情報の共有化等が弱くなり、力が半減すると考えられます。地域おこし協力隊は、地域づくりの活動の支援、さらに都市との人的交流、定住促進など多くの活動があります。これからも、地域おこし協力隊の力を借りながら地域を元気にしていくためには、体制、地域担当など検討する必要があると考えます。町が地域おこし協力隊に期待することを質問します。以上です。

町長 それでは、奥山謙三議員の「学童保育延長への対応」についての質問にお答えします。

奥山議員がおっしゃるとおり、子ども・子育て関連3法の制定によりまして、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの利用対象、就学児童全学年が来年度より利用可能となります。

町でもこれらを受けまして、1年生から6年生まで全学年が利用できるように今現在準備を進めております。放課後児童健全育成事業を実施する場合の設備、あるいは運営についての基準を条例で定めることとなりました。今回の議会に上程させていただいておりますが、その中で利用対象は順守すべき必須の項目であり、その他設備、運営についても基準についても順守すべき項目と国の基準を参酌して設定できる項目があります。

町の今現在の放課後児童クラブ、これは平成25年度に小学校の統合に伴いまして、保護者の要望を精査し、それまでの小学校3学年までの利用を小学校4学年まで対象を広げまして、今年度で2年目を迎えておるわけでありまして。

今回の法の改正に伴いまして、現状での課題を整理しつつ、新たな環境づくりに向けて整備、改善を図ることとしたいと思っております。

内容について若干申し上げますと、今現在利用登録者数は76名おります。翌月の利用につい

てあらかじめ希望をとって運営をしております。しかしながら、実際の利用者数変動して、管理体制にもむらが生じたり、あるいは不足したりする状況にもあります。また、環境面においても校舎の3階にあることから、児童の受け渡しや、小学校との連携において効率性を欠く環境になっております。また、運営においても活動場所が分散しているため、見守り体制の難しさも否めない状況であります。

このたび、国で示された基準をもとにしながら、今後有料化も踏まえながら、新たな環境づくりを今検討しておるところであります。

ご質問の今年度前倒しとの要望であります。今現在進めているこれからの運営はもとより、新年度に向けた手続き等の整備に支障をきたす恐れもありまして、また現在策定中の舟形町子ども・子育て支援計画にも盛り込みながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

続いて、2つ目の「地域おこし協力隊に期待すること」になります。

この地域おこし協力隊の制度であります。平成21年度からスタートした事業でありまして、舟形町では平成24年度から受け入れた事業であります。この制度はおおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体が意欲ある都市住民を地域に受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱しながら、住民票を移して地域で生活をしながら、地域協力活動に従事してもらうというものであります。

舟形町では募集に当たって示している地域協力活動の内容についてであります。

1つは、地域おこし及び地域行事等の支援。2番目が集落の維持、活性化にかかわる支援。3番目が農林水産業の振興にかかわる支援。4点が地域資源、観光あるいは特産品などの発掘・振興にかかわる支援。5番目が都市と農村の交流及び移住交流に係る支援。そして、その他としております。

このように幅広い分野の活動内容で募集をしております。実際には活動内容、配置先は受け入れた自治体に裁量が委ねられております。配属の仕方については山形県内新庄・最上地区ともに地域おこし協力隊担当課にまとまっているところもありますし、あるいは主な活動により分散しているところもあります。それぞれ異なるわけであります。

当町においては、平成24年度に2名の隊員でスタートいたしました。受け入れる町側も初めての事業でありましたので、担当者との打ち合わせを常時行うとともに、実際の活動において担当者との二人三脚で進んで舟形町の活動スタイルを構築する必要があったために、初年度はまちづくり課に全員配置いたしました。2年目の平成25年度においては、1名の隊員がふえ3名の隊員となりまして、隊員と話し合いを重ねる中で、地域の状況を把握するとともに、地域おこし協力隊の制度と隊員自身を住民から知ってもらうことから始める必要があるとの方針を定めながら、地域の行事の協力、地域に伝わる文化財の保存、継承活動など地域に入って地

域づくり活動を支援するために地域担当制を取り入れました。ただし、所属はまちづくり課を継続し、打ち合わせは週1回の定期開催としております。活動においては徐々に自主性に任せる活動をふやしたところであります。

昨年度の地域担当制を行っての実績報告会において、地域おこし協力隊の制度と隊員が認知されつつ地域行事が活性化してきたこと、あるいは文化財保護活動に真剣に取り組んでいること、そして町の魅力を発信し、交流人口をふやす独自のイベントを実施したことなどの成果報告がありました。

しかしながら、反面、自主性を尊重したことにより、自分のやりたい、あるいは町に求められること、地域の人に求められていることを調整し、実践していくかという課題も出されました。

このようなことから、3年目となる今年度は隊員の得意とする分野と独自性を生かした活動、その分野の担当課職員との連携を図りながら進めることによりまして、隊員の活動の成果も上がり、町の業務も生かせるものという考えの中で、産業振興課、教育委員会、町づくり課に1名ずつ配置しました。ただし、研修や情報の共有化を図るための連絡調整会議、庶務等についてはまちづくり課が担当しております。

なお、教育委員会に配属した隊員は都合により5月に辞職いたしましたが、今現在新しい隊員を募集中であります。隊員の経験や能力、都市部の若者が有する感覚、情報、ネットワーク力は貴重なものであり、そうした力を思いっきり発揮してもらうことによりまして、業務と地域の活性化につながるものと期待をいたしております。

議長 再質問を許可します。

2番 最初に、学童保育延長に関して。質問の中でも「子育てするなら舟形町」ということを前面に出して行政執行を行っているというようなことを質問しましたが、私から見れば、定住化を図るために、やはり舟形町って子供たちにとっては非常に住みやすい環境であるということが実施されているんだらうなと実感していたわけですが、実際回答を見ますと、4年生までしたのも統合後、そしてまた現段階では4年生までということのくくりでやっているということで、決して子育て世帯に対しては優しくないような感じがするわけであります。

そういったことで、この「子育てするなら舟形町」ということについての町長の認識をお伺いします。

町長 今のご質問であります、この子育て支援と申しますのは放課後児童クラブ、これを今まで3年生までやったわけですけれども、これを25年度から4年生になりましたけれども、舟形小学校の統合に期しまして4つの教室を増築しております。これは、この児童保育クラブの教室を確保するという意味が大前提だったわけであります。ですから、4つの教室を増築して、そして今の既存の施設を児童放課後クラブにしましょうということでの考えで実施したわけ

であります。

今、奥山議員が言ったとおり、今きのうも組閣がありましたけれども、人口減少の中で何といても少子高齢化をどのようにするかというものはやはり国の大きな政策であろうと。そういうことが国ではなかなか一歩前に進めなかったという実態もあるわけでありましてけれども、その中で舟形町では今申し上げました子育てするなら舟形町ということで、町の少ない財源をためながら、そのように寄与しているということがありますので、今度は子育て支援3法が制度化になりますので、その国の制度に基づきまして6年生まで今回実施したいということで条例も提案したいという考えであります。

奥山謙三議員の言わんとする今心配されている、子供を持つ親御さんの負担あるいは苦勞というものをじっくり吟味しながら、それを解決する手立ては町の行政の責任であろうと思っております。

2番 これまでの中で、私から言えば、この子育てしやすいような環境づくりというのが他の自治体よりも先駆けて行っているという認識を持っていたわけでありまして、何かこう今回の回答を見ますと、決してそうではないんだということが感じられます。端的に言えば、酒田市ではもう来年から小6じゃなくて、中3まで学童保育を実施するという情報が入っております。

できれば、「子育てするなら舟形町」というものを前面に出すのであれば、もっともっとほかの行政ではやっていないようなことを早くやるのがやはり定住にもつながるんじゃないかなと感じます。

次に、回答の中で下期から導入したらどうかということについて、これを次年度実施に支障があるという回答がありますが、これはどのような問題があるのかお聞きしたいと思います。

町長 今現況については、教育委員会からひとつ説明させます。

教育次長 現在、子育て推進室という組織がありまして、そこで新年度からの検討をしているわけですが、今回の法令3法の改正によって、平成27年4月から施行になるわけですが、その準備についてを申し上げますと、今回の議会でその運営基準を議決いただいて、その上で現在利用している方々に新年度からの運営についてご説明、もしくは話し合いを持つ予定であります。その後に募集をし、実は今現在3階のギャラリーとミーティングルームを活用して開設しているわけですが、いろいろ課題等がございまして、今舟形小学校の1年生のオープンスペースの教室があるわけですが、その場所に移すと今検討して学校とも協議してございます。

そういったことも含めて、環境整備等、それから児童厚生員についての今回の法律改正での基準がございまして、そういったことも整備をしながら対応して受け入れていきたいと考えております。

2番 それでは、回答の中に毎月の利用についてあらかじめ希望をとって云々というところがあ

りますが、この辺の運用の中で、じゃ今回、来月は若干減ったから預かりますよというきめ細やかな対応等については行っているのかどうか質問したいと思います。

町長 答弁でもしましたけれども、現在登録が76名で、常に通常のベースのときは大体平均32名だそうです。ですから、登録者数と実際の利用する児童数、ギャップが非常に大きいという課題もあるわけであります。この辺の因果関係について、次長のほうから。

教育次長 この2年いろいろ動向を見ますと、今町長が申しあげましたように登録者が76名いまして、その中で年間を通じて使用していない方もおります。そういったところで、いわゆる登録段階で町としてはそれを受け入れる環境整備する必要があると思いますので、そういったところで日々の開設における受け入れ人数が随分ギャップを生じているという現状です。

今2番議員さんがご質問いただきました、1カ月前あらかじめ予定をつけていただいて、それで人数が足りない場合のパートの方をお願いしたりはするんですけども、ただ今の現状を申し上げますと、3階のギャラリー、それから2回の1教室、それから体育館、玄関前の遊具ありますよね、あと裏の遊具があるところということで、活動場所が分散している状況です。そういったところで、前倒しでさらに受け入れてとなった場合に、とても見守り体制がどうしてもとれない状況です。今現状でさえ、そのあらかじめ人数を登録いただいて申し込みを前の月にいただいたとしても、必ず来たり来なかったり、もしくは今日いきなりお願いするという場合もあつたりします。

そういったところで、いわゆる有料化ということも踏まえて、ある程度ルールにのっとった活用の仕方を利用者の方にもわかっていただいて、ご理解いただいて、今後の運営について今検討しているところです。

2番 今質問したのは、現在の利用の中での運用の仕方というか、要するに定員が七十何名のうち三十何名しか利用していないと。一次目の枠があると、どうしても利用したい場合に、5年生、6年生の親等に連絡して、対応できるよというところまでのきめ細やかな対応はやっていないのかというところを聞いたんです。

町長 もう一回詳しく。

教育次長 先ほど申しあげましたように日々の人数が計画と変動するので、今2番議員さんがおっしゃるようなきめ細やかに、きょうはこれぐらいしかいないので来ていいよという問い合わせはしておりません。

2番 次に、次年度以降について対応の中に有料化について検討していくというところがありますが、これまで無料だったものを有料ということについて、なぜ有料にするのかお聞きしたいと思います。

町長 今現在の放課後児童クラブ、新庄最上地方の学童クラブの様態を見ますと、大なり小なり公設民営、あるいは民立民営、あるいは公立公営という中で、舟形町を除いてほとんど有料で

あります。その辺も参照しながら、今度は新しい法律の中で施行するわけでありまして、
どういう対応がいいのかどうか、これはやはり教育委員会と町部局でじっくり検討しながら進
めてまいりたいと思いますし、今来年度以降の児童保育する場所であります。先ほど次長が
言ったとおり、今体育館のギャラリー、あるいは校舎等の和室、あるいは2階の1教室と分散
された状況で、非常に子供の見守り、あるいは保護者等の連絡調整、非常に難儀しているとい
うことで、今教育委員会の考えているのは、現在の1階の1年生の教室、オープンスペースが
あるんだそうですけれども、ここが220平米ほどスペースがあるんだそうです。ここを対象とし
てやりたいとなりますと、大体120名というスペースが確保できるのではないかと教育委
員会のお話がありましたので、それをベースにして取り組んでまいりたいと。

ですから、各市町村では6年生まで、以上のものも検討しているということもありますので、
その辺が今現在の76名と、平均32名のギャップ、有料化、あるいは220平米の今度拡大するス
ペース、これを総合的に勘案して取り組んでいかなければならないのかなと今の段階でそう思っ
ていますので、もう少し何かあったら教育委員会から説明させます。

教育次長 今町長が申し上げたとおりでございますが、新年度においては基準の中で40名に2人
の厚生員となります。今回、条例を上程させていただきわけですけれども、今回の条例につき
ましては、舟形町で放課後児童健全育成事業を行う方がいらっしゃった場合に、その設備と運
営について町がそれを監督する責任があるという条例でございます。そういったところで、ぜ
ひ今回の法改正を機会に、手本となる学童健全育成の事業について町が取り組みたいとい
うことで、今さまざま検討しているところです。

町長 いずれにしても、冒頭に奥山議員が言ったとおり、児童の健全育成、児童放課後ク
ラブ、非常に困っている方もおるわけでありまして、いろいろ障害も確かにあると思
います。これから新しくする教室のスペースの確保、あるいは質問で言わんとする中学校
までという先んずる政策もほかの市町村にもありますので、そういう面も考えなが
らも、いかにして保護者に要望に応えるかと。あるいは職員の確保が足りないとな
れば、増員するとかそういう手だて、これを総合的に勘案して取り組んでまいり
ますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

2番 確かに有料化については、国の23年度調査では利用料をとっていないというのは全体の5.
3しかないようでありまして、95%ほどが有料化という状況のようでありまして、こ
こでぜひ希望する家庭との話し合い、これを十分に行っていただき、そして双方
が納得じゃありませんけれども、合意できるような形でぜひ進めていただ
きたいと思っております。

次に、地域おこし協力隊に移ります。最初に、町の条例の設置要綱の中に、趣旨
の中に当該地域への定住定着を促進するという文言があります。回答の中では、この
地域おこし協力隊の方々への定住定着ですか、この辺の文言が全然ありませんけ
れども、この定住定着ということについてどういう考えを持っているのかお聞き
したいと思います。

町長 今奥山議員が話したとおり、この地域おこし協力隊、いろいろ先ほど答弁でもありましたけれども、1番から5番までいろいろありますけれども、私も終局の目標は定住ですね。3年後には定住してくださいと。これが大きな目的なんです。ですから、今いる方々につきましても、定住できるような仕組みをつくりたいというのは大きな目標であります。その中で、今それぞれの方々が目的とする、私は交流人口をやりたいとか、いろんな目標もありますので、でも終局的には定住してもらおうというのが一番の大きな目標でありますので、それに向かってそれぞれの協力隊員の皆さんとお話をしながら、最終的には定住してくださいと。

神山君については、残念ながら5月に退職しましたけれども、彼女は残りますということでありましたので、今いる2人についてもそれなりに定住という考えを持っている方もおりますので、今質問があったとおり私も最終的には3年後には定住と、こういう望みで取り組んでまいりたいと思います。

2番 そうしますと、地域おこしは3年で任期が切れるとなりますと、じゃ3年後切れたときの収入というものが当然心配になってくるわけでありまして。そういった中で、考え方ということで、地域おこし協力隊はということで半公務員、反民間人という立場から副業が禁止されているイメージがありますが、実際には嘱託、臨時職員は公務員法38条の副業規定には抵触しないというような判例も出ております。

やはり地域おこしの中での3年間の中で新たな収入というものを見つけていくとなれば、やはり3年間の中での収入を得ていくということを当然出てくるわけでありまして。そういったときに、公務員法第38条についての抵触ということについてどのような認識を持っているのか。

町長 詳しいことはまちづくり課長から。

まちづくり課長 ただいまのご質問ですけれども、現在まずそれぞれの業務を覚える、それから地域を覚えるという活動を精一杯やっております。それで、現行3年間についてはそのようなことでなくて、今現在の収入でやっていただきたいということで考えております。

総務部長 去年までまちづくり課で担当しておりましたけれども、先ほど町長からも神山さんのお話がありましたけれども、自分の力で3年後に舟形町に住むんだということで和紙づくりをしたいということで進めておりましたが、残念ながら家庭の事情で戻られたわけですが、議員が言われるように地域おこし協力隊については自分のその後に住めるようなスキルのためのそういった仕事をしてほしいと私も伺っております。そういったことでやっていただくということを考えておりますが、加えまして地域おこし協力隊の町としてやってほしいこと、地域としてやってほしいこともあるわけですので、それらを勘案しながらやっていただくということで、神山については和紙を存続しようということで、それは町の考え方にも合致しておりましたので、そういった方向でやっているということで、そのほかの隊員についても、今仕事をしながら自分のここで住むためにどうすればいいかということ今考えていただくように

お話ししているところであります。

2番 今回、地域おこしについて質問したのは、私も含めてそうですけれども、町の方々の認識を変えていただきたいという思いがあります。

そういった中で、本の中に地域おこし協力隊受け入れ側のよくある失敗ということで、地域おこし協力隊が来たけれども、やっってもらい仕事がない。分散配置で隊員が孤独になったと。行政予算は決済が遅く活動がおくれる。隊員側にある失敗ということで、任期終了後のためのスキル磨きと資金稼ぎができない。地域の人に主人公になってもらうのが本来なのということと、あくまで補助的な役割だということとで失敗してしまったということとであります。

そういった中で、1つ最後に事例を発表して質問を終わりたいと思います。

これは島根県の邑南町の例であります。ここでは、14名の地域おこし協力隊が活動しています。耕すシェフ、耕すあきんど、アグリ女子、アグサポ隊として募集していますということとあります。この邑南町においては、食と農に絞って地域おこし協力隊制度を活用しているということとあります。何でもいいから集落に入って活動してくださいでは終了後の定住には続かないということと、就農と結びつくようにしましたということとあります。

そして、26年度からは地域おこし協力隊制度を活用して、1年だった農業研修制度を3年間に延長し、アグサポ隊をスタートしました。機械産業オペレーターから野菜生産、農家サポート、経理研修までやって就農に向けて技術、経験、経営感覚、地域関係を身につけさせるということと、こういう地域おこし活動の事例もあるということと、ぜひ参考にさせていただきたいなと思います。

そういったことで、私が知っている資料等については後でやりますので、ぜひとも地域おこし協力隊の活用、そして今回また募集しているようであります。ぜひともこのために来てくださいと。一例としましては、富長小学校につくりました商品開発する施設、これをそこで新たな商品開発をしていただいて、地域おこし協力隊が自分で売っていくというようなことをできる人間という形で募集してもいいのかなという感じがします。ぜひとももう少し地域おこし協力隊の募集等についてもこれまでの地域づくりということから脱皮して、もう少し幅広い地域おこし協力隊の活用というものを検討していただきたいとお願いしまして、一般質問を終わります。

町長 質問のとおりでありますけれども、まず何と言っても住む場所とそれから雇用、この2点ではないかなと思います。交流人口なり、あるいは都市部から町に移住するという観点は雇用の創出と、それから住む場所、この2点を確保しないと今のご質問のとおりにはならないのではないかと。

1つは、今言ったとおり新しい新規就農者、この意識づけをするのが一番いいのかなと私も思っておりましたので、大変ありがとうございました。

議長 以上をもって、2番奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

3番 私からは、「新たな観光スポットの整備を」と題してご質問いたします。

私からの観光資源整備の提案は、過去に2回行っており、今回で3回目でございますが、一向に目に見えた整備が進まず、交流人口の増加に結びついていないように感じております。人口減少が進む中、交流人口をふやすことで人口増加と同様の経済効果をもたらすものと思いますが、鮎、温泉、猿羽根山、縄文の女神だけでは交流人口の増加に結びつけることができないのが現実ではないでしょうか。

全国各地の神社仏閣、名所旧跡を巡るのも楽しみの一つでもあります。最近誘客の増加傾向にある場所は、花を利用した公園などの観光スポットが注目されてきているようでございます。猿羽根山公園でも花壇の整備を行っておりますが、もっと規模を拡大した観光スポットにしてはどうでしょうか。舟形町で来客数が一番多いのは若あゆ温泉です。温泉周辺一帯を既設の花々で彩ってはどうか。花は一時的なものですからブロック別に数種類の花を育て、シーズンを通して楽しめる場所にすれば来客数も安定するものと思います。温泉からの景観を楽しむのもよいのですが、国道を走る車や本町から温泉一帯の四季の花々の景色を楽しむことができるような大規模な整備を行い、交流人口の増加を図り、町民も一緒になって楽しめる施設が必要であると考えます。

既存の施設はそのまま観光スポットとしてPRする一方で、子供たちが将来この舟形町を自慢できるような新たな観光スポットの整備を私たちの手で進めていき、舟形町独自の光を見てもらえるような観光を進めるべきではないでしょうか。

舟形町ならではの季節の花々を楽しんでいただき、鮎、温泉、猿羽根山、そして縄文の女神と連携できれば交流人口の増加につながるものと思います。新たな観光スポットについて町長の考えをお伺いします。

町長 それでは、3番斎藤好彦議員の「新たな観光スポットの整備を」についてのご質問にお答えします。

斎藤議員からは、これまでも舟形町の観光資源の整備について多くの提言をいただいております。感謝申し上げます。

さて、舟形町の観光者数であります。山形県調べのデータでは、最上郡内では新庄市、最上町に次ぐ3番目の人数を有しております。観光施設としては若あゆ温泉がトップで、アユパーク舟形、県民ゴルフ場、猿羽根山公園と続いております。そのほかにイベントとしての若あゆ祭りとヒストリックカーミーティングの3万7,000人を加えまして、昨年度の実績であります31万2,000人の入れ込み者数を数えております。さらに、来年度からは西堀地区に整備予定の縄文の女神記念公園が加われば、若あゆ温泉、小国川、県民ゴルフ場、猿羽根山公園、縄文の女神記念公園と舟形域を中心とした観光施設が広がることとなりまして、ことし3月にオープン

した舟形町観光物産センターめがみにおいて、それぞれの施設を組み合わせた観光資源の発信基地としてにぎわいを創出していきたいと考えます。

舟形町観光物産センターめがみであります。町民のコミュニティーの提供、販売、喫茶機能などを整備して、舟形町に訪れた方の交流施設として活用しております。また、当センターで業務に当たっている舟形町観光協会では、舟形町の魅力を発信する舟形体験観光にも力を入れております。特に鮎のつかみ取り体験では昨年の参加者が年間65名でありましたが、ことしは既に10団体で292名の参加者を得ているなど、舟形町のPRと交流人口の拡大に努めております。

また、昨年度舟形町観光審議会からは、観光と他産業との連携事業のアイデアと実践についての答申がありました。20項目にわたる具体的で広範囲な連携事業の提案であります。その提案の中にも若あゆ温泉についての項目もありましたが、斎藤議員の質問にあります花を活用した具体的な整備計画はなく、若あゆ温泉の周辺整備についての項目であることから、斎藤議員の新たな提案、舟形町の観光拠点整備から見ても検討すべきものと思います。

さて、花による観光スポットとしては山形県内でもダリア、バラ、アジサイ、ベニバナ、ユリ、ソバなど1つのお花に絞ったお花畑スポットが数多くあります。斎藤議員のご質問にもありますように、各地域の観光の目玉ともなっております。

猿羽根山公園では、平成元年に地域住民と東京都港区の有志の桜の植栽を行いまして、春には約60本の桜の花が楽しめます。さらには、シバザクラ、ツツジ、アヤメ、アジサイ、ヤマユリと四季折々の花々が楽しめるわけであります。

小国山のアノパーク舟形では、花苗による花壇整備をチャイルドランドやあゆ型水路付近の多目的広場付近、そして一の関河川公園内に年間150万の経費をかけて整備しております。家族連れ、キャンプなどで遊びに来られる方々、鮎釣りなどの大公望の方々、若あゆ祭りやヒストリックカーミーティング、さらには若あゆ温泉、県民ゴルフ場に訪れる人たちに癒やし、和みを提供しております。

山形県眺望景観資産に指定されました若あゆ温泉では、コテージの宿泊施設とともに、自慢の温泉とスポーツ・自然体験エリアをキャッチフレーズとしております。現在、花々の植栽についても玄関と駐車場周辺には温泉で育てた花苗による花壇設置、あゆっこ村の道路沿いにはシバザクラ、テニスコート周辺にラベンダー、そしてこぶじロードと小規模ながら整備管理をしております。

斎藤議員の質問にあります花を利用した具体的な整備計画の提案には若あゆ温泉のみならず、将来の舟形町の観光整備を進める上でも効果的であると考えます。

花による観光スポットとして整備していく方法として、さまざまなやり方が想定されます。斎藤議員の提案も大変魅力的なものであります。また、町全体の取り組みとしては、青少年町

民会議が青少年の健全育成と町内の美化活動を目的に住民による花苗作業が行われ、地域ごとに花壇が整備されております。現在は1年草の花苗だけの取り組みをこれからは多年草を植栽することにより、地域ごとのみならず、舟形町全体の統一した美化のイメージアップを進めることも一案ではないかと思えます。

次の世代に受け継ぐ景観として、観光地の環境整備は課題が多く残されております。花を利用した観光スポットの誘客については、若あゆ温泉も含めてどのようなものがよいか舟形町観光審議会等で改めて審議しながら検討してまいりたいと思えます。以上であります。

議長 再質問を許可いたします。

3番 それでは、二、三再質問をさせていただきます。

初めにでございますが、答弁の中にもございましたが、町青少年育成町民会議が毎年行っております花植えでございます。花いっぱい運動という名称でやっておりますが、毎年やっておるわけでございますが、町の中は全然花がいっぱいになっていないように私は感じます。この運動、花いっぱいというのは町で花をいっぱいにする運動なのか、それとも毎年花をいっぱい植える運動なのか、毎年やって全然進歩がないといえますか、全然成長がないのであれば、同じことをやってもしょうがないと思えます。ちょっと変わったことを、新しい取り組みをしていかないと、こういう運動も何ら意味がなさなくなってくんじゃないかなと私個人的に思っております。

このあたり町長のご意見をお伺いします。

町長 ご質問のとおりであろうと思えます。現況については、青少年の育成町民会議の現況を後ほど教育委員会でも答弁させますけれども、先ほど答弁にもあったとおりに、その1年1年ごとの花いっぱい運動というような観点でやろうと思えます。それを多年草というものにも置きかえながら、また集落によっては、農地水等の財源の中でやっている集落もありますので、そういう面と町が財源を出しながら、一緒になっての連携の花植え活動というものも一考ではないかなと思えます。

現況は教育委員会からひとつお願いします。

教育次長 毎年花いっぱい運動を行っております事業主体につきましては、舟形町青少年町民会議という中でやっております。青少年育成町民会議につきましては、青少年の健全育成ということを趣旨で、町内会に花をお渡しし、地域の中で子供たちが参画して花を植えるということが趣旨なんですけれども、地域によっては、さまざま地域の行事等の都合もあったりということもあるわけなんですけれども、その辺町民会議の中でもそういう環境美化を競い合うということで表彰を今しております。今年度も花の植栽も終わりました、表彰もこの間の町民会議の総会といいますか、集まりの中で表彰しているということになってございます。

なお、経費につきましては、各課各校300円ずついただいて成り立っている団体でございます

ので、そういう状況でございます。

3番 この町民会議でやっております花いっぱい運動の趣旨といたしますか、今次長からありました青少年の健全育成、町内の美化等は十分に存じ上げているつもりでございます。表彰をやっていることも存じ上げておりますが、今町長からもございました答弁書にもありますように、今度はちょっと目先を変えて多年草を植えてみるとか、さまざまな何といたしますか、変化といたしますか、そういう取り組みも必要ではないかなと思って申し上げたところでございます。

それで、この運動でございますが、これは青少年育成なり、さまざまな目的がありますので、それはそれとして町内でさまざまな形で植えつけていただきまして、私の先ほどの質問にもありましたように、町民みんなで、町民全員で温泉一帯に花を植えてはどうかというような気持ちでおるところでございます。

毎年少しずつ植えつけていって、数年後には温泉一帯が花でいっぱいになる、こういう大変夢がある事業だと思っておりますが、このあたり町長どのようにお考えでしょうか。

町長 私も今の斎藤議員の提案のとおり私もそう考えておりました。

これを今の猿羽根山にアヤマ公園が昭和44年ごろだと思っております。これは当時の澤内町長さんが役場職員がそこに植えたというものを、実は質問をいただいたときに、何とかこれを町民がこぞって、みんなボランティアで植えつける方法もいいのかないかなということで課長会議等で検討したのもありますので、私も今の提案は大賛成でありますので、何らかの形で年度ごとに整備もしながら、振興公社にも一緒になって取り組んでいきたいなと思っております。ありがとうございました。

3番 町長も前向きにお考えなさってくださいるようなので、よろしくお願いをしたいと思います。

ただ、町民が一斉に温泉に行って植えるというのは非常にさまざまな面で無理があると思います。であれば、各家庭に花苗を配っておいて、その町民の都合で温泉に行って植えつけていただく。それはあと町で町内会ごとにブロック別にここに受けなさいとか指導をしていただいて、何とか町民みんながそういうものに参加をして最終的には温泉一帯を花でいっぱいにして、観光スポットにできないかと思っておるところでございます。

そういうことで、一斉にできないのであれば、そういう形でそれぞれの都合で行っていただいて、植えつけた後は温泉に入っていただいて汗を流すと。その際は温泉の料金を半額にするとか、そういう取り組みをしないとこういう事業が進まないのではないかなと思っております。

待っていても交流人口はふえないと思います。何か新しいものに取り組んでいかないと、呼び込まないと人は来ない。人が来なければ町も活性化につながらないと思いますので、こういうあたり、今申し上げましたようなやり方について、できないかできるか担当課長でも結構ですので、答弁をお願いします。

町長 答弁にもありましたけれども、現在舟形町の観光の入れ込み者数31万何がしということで、

実はこの数字は落ちているんです。21年度は35万人を要した時代もあったわけです。これは議員もご承知のとおり、東日本大震災、35万人の一番大きなウエイトは若あゆ温泉であります。あの当時16万6,000人ぐらいの利用者数でありましたけれども、その後震災がありまして、今ちょうど14万人に復活したということで、そのダメージが非常に大きかったというのが今の実態ではないかなと。

ただ、もう一つは、反省、検証する上でありますが、この若あゆ温泉、一番最高の観光のエリアでございますけれども、何となくマンネリ化になっているのかなと。いわゆる20年も若あゆ温泉は経過したわけでありますので、何とか一つ発想を転換しなければならないということで、振興公社の方ともお話をしておりますけれども、今の花、観光スポット、これもプラスアルファすることによって、新たな交流人口と申しましうか、入客の入れ込み者数も多くなるのではないかと。

それと、猿羽根山と縄文の記念公園と照らし合わせながらすれば、もっともっと交流人口がふえるのではないかなと思っていますので、有路課長のほうで何か計画あるとすればお願いします。

産業振興課長 斎藤議員のいろんな提案につきましては、非常に魅力を感じるところであります。やはり町民が参加してということで、例えばいろんな記念樹等々での対応というのもご質問の中にありますように素晴らしいことではないかなと。振興公社としましても、町としましても、いろんな観光の協議会等の意見等をいただきながら検討していきたいと。

あとなんですが、前にもご質問もいただいたんですが、猿羽根山の果樹園については、すごく老木になって被害も大きくなってきているというところに桜なども植樹の検討をするという話を以前にさせていただいたんですが、今年度秋植えになるんですが、3メートルの桜の苗木を10本程度果樹園のところの道路沿いに植えて、桜の花も楽しんでいただけるような、そういうところも今年度考えて、植栽のほう考えてございます。以上です。

3番 今のは果樹園というのは温泉の下の果樹園ですか。はい、わかりました。

この舟形町はさきに国宝で全国的に話題になりまして、次にお見合い大作戦で日本中に話題を振りまいた舟形町です。

次に、新しい観光スポットといいますか、それを我々の手で作り出して、日本一の舟形町をPRする必要があるかと思えます。

それぞれ先ほどの答弁書にもございましたが、日本一の花畑とか、さまざま県内でもチューリップとかバラとか、ユリとか藤とかございますが、ただ、そっちこっちにございますが、面積とか規模が大きくなければお客さんは感動しないと思うんですよ。そして、この地域で地域ならではの価値がなければ、観光客はわざわざ金と時間を使って来てはくれないと思います。

よそにないもの、話題性のあるものが必要だと思っております。この花を植える、何といい

ますか、私の頭にある構想の中にもよそにないものと思って私なりに考えておるわけですが、今課長から桜の話がございましたが、例えば町のコブシの花でございますね。一の関のはしからずとこぶしの道ということでありますが、この町の花コブシを温泉一帯に1,000本植えるとか、そういう規模の大きいものを、話題性のあるものを検討していかないと人が来ないと思うんですよ。ちょっと何と申しますか唐突なことを申し上げますけれども、こういう話題性のあるもの、人を呼ぶようなものを考えていく必要があると思うんですが、このあたり町長のお考えはどうでしょうか。

町長 今の花の観光スポットの中で花を利用した山形県内の状況などもちょっと調べてみましたら、新庄のアジサイ、あるいは村山の東沢はバラ、川西のダリア園、そして最も大きいのは置賜桜回廊のようでありました。ここは南陽、長井、そして白鷹の3市町が今連携してやっている事業であります。ここは斎藤議員も御存じのとおり千年桜というものがあるんだそうでありましてけれども、それぞれ3町で23カ所ぐらいの桜並木があると。これは昔はそれぞれの市町村で取り組んでおりましたけれども、交流人口、観光客が来なかったということで、2001年あたりから取り組んだということで、これを見てみましたら、お互いに連携して2年前ですか31万4,000人、4月、5月で来ております。これを見たときにやはり猿羽根山、若あゆ温泉一帯というもの、どういうイメージですればいいのかなどということで、短兵急に全部が何万人も来るといってありませんけれども、時間を要しながら取り組んでいかなければならない膨大な事業であろうと思います。

先ほどの町民が植えつける方法もあるだろうし、そしてまた町が大規模開発をして、そして桜、あるいはコブシ等が植栽できるような環境整備もいいのかなということでありますので、ぜひこの置賜のような物語をつくらなければならないと、観光というものは。物語をつくってこそ観光だというイメージもあるようでありますので、今先進地のものも引用しながら、ぜひ観光の人口の一番多い猿羽根山エリアとしての開発というようなものにこれから内部、あるいはまた観光審議会等で議論をしていただきまして取り組んでまいりたいと思っています。

3番 ちょっと質問を変えます。

先ほど申し上げました縄文の女神の国宝でございますけれども、最近このバッチですけれども、このバッチをつけて町を歩いていて余りみんな振り向かないといいますが、目を引かなくなったような感じをしております。大分国宝になってから時間もたっておるようでございまして、また国宝そのものも舟形にない。先日里帰り展は行いましたけれども、そういう実情もございまして、女神は少しずつ薄くなってきたんじゃないかなと私は感じておるところでございます。

こういうことを受けまして、何か新しいものをつくらなくちゃいけないかなと思ってこういう提案をしているところでございます。答弁の中に縄文記念公園の整備がございまして。ちよっ

と私の質問から離れますけれども、記念公園の整備を来年度からやるという計画でございます。この話はもう2、3年前から計画的にはもう取り組んでいるはずでございますが、ようやく来年からやるということで、これから何年かかるかちょっとわかりませんが、来年この場で私質問できないかもしれませんが、早急にやっていただきたいと思うんです、こういうもの。こういうものを作って、なおかつ先ほど申し上げました新しい観光スポット、そういうものも合わせていかなければ交流人口も増加していかないんじゃないかなと思うところでございます。

今、物の本を見ますと、観光といいますか、それがだんだん変わってきていると。今までの観光は旅行会社が企画を立てて、集客してお客さんを売り込んだのが今までの観光だと。これからの観光はみずから情報を集めて、行きたいところを探し出して直接現地に行く観光、個人の旅行、これが増加傾向にあるということが物の本に書いてございました。

いわゆる、このみずから情報を集めて行くという話題性、これがそういう花なり、そういうものだと思うんですよ。ですから、そういう取り組みを行って、町のホームページなり、観光会社を利用してどんどんPRをし、集客に努めるということが必然的に行っていかなければならない取り組みではないかなと感じておるところでございます。

答弁の何かに鮎のつかみ取りのことがありましたが、ちょっと道がそれですけれども、大変人気がある鮎のつかみ取りだそうでございますけれども、ことしの夏休みに私の東京にいる同級生から電話が来ました。ホームページで見たら、鮎のつかみ取りができるということで、孫と田舎に帰るので、孫がやりたいということなのでどこに問い合わせればいいんだということがありましたんで、役場に確認したら、情報センターだということで電話をしたら、その同級生が帰ってくるその日に情報センターの担当者がいないので、その日はできませんという返事をもらいました。その情報センターの職員の都合もあるかと思いますが、せっかくホームページを調べて孫さんが楽しみにして田舎に来て、魚をつかみ取りしたいと思って行ったところにそういう返事が来たもんですから、大変その同級生なり、お孫さんも残念がっております。

こういうことが実際あったわけでございますので、直接役場、産業振興課と情報館はつながりがないかもしれませんが、そのあたりこういうことがあったんで、このあたりの何といいますか、実情といいますか、そのあたり課長が存じ上げておればご答弁をいただきたいと思ます。

町長 今、二、三ほど質問がありましたが、まず1つは縄文記念公園でありますけれども、これは国の補助事業の採択を受けまして今年年度から3カ年計画で実施するというので、今年度は5,600万でしたか、事業費で取り組むと。来年度以降も続くというような事業でありまして、総額で2億6,000万の事業費ということで取り組んでまいりたいと。2億6,000万というものも

一般財源であるというのはなかなか不可能でありますので、国交省の社会資本整備事業の40%補助でこれを完成したいと。と同時に、今ご質問あったとおり、里帰り展も大分1年目、2年目、3年目になりますけれども、だいぶ減っております。この原因というようなものをこれからいろいろ検証しながら取り組まなければならないわけでありまして、今私が念頭にあるのは、縄文の記念公園という整備も今年度から着手いたしましたので、もっと大きな事業というもので、この縄文の女神の本物です、これを舟形町に、生まれ故郷に返してもらおうという事業にこれから取り組んでまいりたいとまず思っています。

そのことによって、観光はもちろんでありますが、何といたっても舟形町にこの生まれ故郷にあるとすれば、縄文時代のなぜつくられたのかというものが非常に発信できるのではないかなという大きな力、今そういう意味で教育委員会で縄文の女神のストーリーを今募集しています。20件ほどあるようではありますが、このストーリーの事業を展開したのはそういう意味で、国宝の女神を舟形町の生まれ故郷に安置するという事業を展開を来年度からまず縄文の記念公園とあわせて取り組んでまいりたいと思います。

それから、3つ目はこれからの観光開発というものであります。

これは、行政のみならずはできませんので、それぞれの団体もやはり関係して、例えば商工会、農協さんもそうであります。それぞれの分野分野の団体のをもう少し考え、発想を転換して、町と連携するなりというものがあってほしいものだなと思います。

それと同時に今月の17日だと思いますけれども、ツアーでまんさく、あるいは民俗資料館、それからマッシュルーム、それから、そのツアーが旅行会社との連携をしてみたい。17日だったと思いますけれども、これからはやはり行政あるいは各団体と連携しながら、この旅行の皆さんと一緒にやっていかないとなかなか難しいだろうと思います。

そんなことで、交流人口を確保するためにはそういういろんな連携の仕方も工夫しながら取り組んでいかなければならないと。鮎については有路課長から。

産業振興課長 今、斎藤議員のご質問にありました鮎のつかみ取りを申し込んだけれども、担当者の都合があってという話はちょっと今初めて聞いたんですが、そのようなことがあったということにつきましては、もちろん残念に思いますし、申しわけなく思うところもございます。

舟形体験観光の企画については、今話した鮎のつかみ取りとか、あるいは木工クラフト、あるいはアイスづくり等々4つ、5つの体験のメニューを用意しております。舟形町観光協会でも広くPRしております。舟形町のよさをPRするには非常にいい試みかなと思うんですが、このPRにつきましては、ポスターはもちろんなんですが、フェイスブックあるいは舟形ファンクラブのメールマガジン、あるいはコテージに泊まる方々は他町村から来る方が多いということで、コテージに対して通知をそれぞれしているということのPR方法はあるんですが、そんなことで観光協会の職員は男性1名しかなくて、この男性1名が鮎のつかみ取りの段取り

とかをやっているところがあって、その方が恐らく何かの用でその日が都合が悪かったのかなと思うところもあるんですが、そんなことを少しでもないようなことで話してみたいと思います。以上です。

3番 ただいまの町長の答弁の中で1点だけ。縄文の女神を舟形町に戻すという話、取り組みをするという話でございますが、私は昨年もその女神を返さなければいいんじゃないのと言ったことを記憶してございますが、実際にこれから取り組みようでございますが、それは可能なのでしょうか。

町長 可能か不可能というものではなくて、やはり自然体として必要であろうと。そして縄文の記念公園、これも今年度から計画するわけでありますので、ちょうどいいタイミングではないかなと思っております。

3番 それでは、そのような取り組みといたしますか、検討の話し合いといたしますか、その辺を積極的にやっていただきたいと思います。

先ほどから花を使って観光客を呼び戻す、交流人口をふやす話をしてございますが、観光客だけじゃなくて、町民もいっしょになって楽しめる場所といたしますか、そういうものが必要だと思うんですよ。それが花をつくる公園といたしますか、そういうことで答弁の中にもございました。癒やしなり和みということがございましたけれども、私もそのとおりでと思います。花によって町民の方を何といたしますか、癒やすとかそういう場所が必要だと私も思っていてこういう提案をしているわけでございますので、今あるものではなくて新しいものをつくって、町民も一緒になって楽しめるそういう場所といたしますか、そういうものの新しいスポットをつくっていただきたいということで思いがあるわけでございます。

最後になりますが、答弁書の中にもございましたが、観光審議会で改めて審議をしていただくということですので、前向きに町としても取り組んでいただきたいと、こういう思いで質問を終わりたいと思います。以上です。

議長 以上をもって3番斎藤議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問をお受けします。

4番 それでは、質問の主題としまして、「人口減少社会を見据えたまちづくりの考えは」、また2番目として「職員事務事業の対策は」と題して一般質問させていただきます。

人口減少社会を見据えたまちづくりの考えは、町の人口が昨年6,000人の大台を割り込み、こ

とし7月31日で5,883人となりました。この状況を打開していくのは至難の業とも思えますが、町でも子育て支援住宅の充実など定住促進に力を入れているところですが、人口減少を食い止めるところまでは効果はあらわれていないように思われます。

これからの町は、人口減少対策をしつつも、人口減少社会を見据えたまちづくりをしていくべきではないかと感じています。

そこで、町は人口減少社会であることの現実を受け入れ、その社会に対応したまちづくりをするつもりがあるのかを質問いたします。

2つ、「職員事務事業の対策は」と題しまして。人口減少が続く中、町長、課長、職員からまで過去の事務量より現在の事務量がふえていると聞きます。なぜこのような現象が起きるのでしょうか。

人口減少が続く中、臨時も含めて職員だけをふやしていくことは到底町民の理解を得られるものではないと考えます。過去から続いている事務事業の統廃合などの見直しが必要と思いますが、町はどのような対策をしているのか質問いたします。

町長 それでは、4番佐藤広幸議員の「人口減少社会を見据えたまちづくりの考え」についてのご質問にお答えいたします。

日本の人口は、2004年をピークに減少に転じております。今後ともその減少ペースが加速すると予想されております。人口の再生産力を担う20歳から30歳の若年女性人口がふえない限り人口減少はとまらない。あるいは、晩婚化と未婚化が人口減少に拍車がかかると指摘されております。

舟形町のここ10年の人口の推移であります。10年前の平成16年の総人口6,810人、26年では5,909人で、これは各3月31日現在の住民基本台帳による数値であります。10年前と比較して14%の減少となっております。中でも減少率が高いのは、若年人口の24%の減少、次に生産年齢人口17%の減少であります。高齢化人口はほとんど変化がなく、1%の減少だけあります。さらに、国立社会保障人口問題研究所によりますと、舟形町の2035年の高齢化率は46%まで増加すると予測されております。

こうした人口減少、少子高齢化については、早くから国全体の課題として指摘されておりましたので、町の第6次基本構想においても、計画策定に当たっては、「こうした社会に対応する地域づくりの仕組みをつくっていく必要がある」と明記をして、施策に反映してきておるわけであります。

例えば、地域づくり支援事業、地域支え合い除排雪活動支援事業、災害時安否確認訓練、農地水環境向上事業などを通じまして、地域コミュニティーの維持支援にも取り組んでいるところでもあります。このほか、保育所、小学校、中学校の統合、乗り合いタクシー事業など、将来的な人口構成の変化も見据えながら、住民サービスが低下しないように配慮しながら各種の事

業に取り組んでおります。

今後においてもこのような現状を踏まえながら、一つには住み慣れた場所で暮らすためになお一層の高齢者対策が必要であります。それには、日常生活に必要なサービスを確保する必要があります。

人口減少対策は、政策を立案する上での前提条件と考えております。しかし、一方で人口をふやす対策にも重点的に取り組んでいかなければならないわけでもあります。

現在進めている子供を産み育てやすくする子育て支援事業の強化と、人口減少の最も大きな原因と言われる未婚化、晩婚化への対応としての婚活対策事業も重要と思われまます。さらに、住民ニーズと新しい感覚による政策を打ち立てる必要があります。このためには今年度の政策推進室について、各課の枠を超えた横断的な庁内組織とするために、中堅職員14名を委嘱して、人口増加と人口減少対策のための政策づくりをテーマに今現在検討、会議しております。

また、まちづくり審議会においても、同じテーマで審議中でありまます。この結果を受けて、具体的な政策としては、平成27年度当初予算に反映できるようにしたいと考えております。

続いて、2つ目の「職員事務事業の対策は」の質問にお答えしまます。

まず、町は人口が2万人の町でも6,000人の町でも基本的には通常は同じ事務をしなければならないということをまず理解をしていただきたいと思いまます。

さて、平成25年4月1日現在の職員数であります。県内では鮭川村に次いで少ない職員数となっております。B&G体育館、出張所、学習センターにも職員を配置しております。実質的には本町が県内で一番少ない状況となっております。他市町村と比較してどの部署が多いのかと申しまますと、最低人数の市町村と比べまして、議会、企画、出先の窓口がある戸籍窓口が多く、税務、衛生、農林水産業、防災、教育部門が少ない状況となっております。

また、事務量的なことについては、異常気象で問題となっている防災計画、あるいは高齢者福祉、第6期介護保険、特定健康診査などの各種計画の策定もあります。また、ことしは農政の大転換への対応もあるわけでありまます。学校跡地問題、加工所などの6次産業化、結構・婚活、子育て支援、放課後児童保育や延長保育の充実、リフォーム事業などの経済対策、再生可能エネルギー、緊急雇用への対応、ワークショップを取り入れたまちづくり、消費税増税に伴う臨時交付金の交付などの法改正に伴うシステム改修事業、認知症による徘徊や行方不明の問題も出てまいりました。最上管内の定住自立圏構想に基づく広域連携事業も始まる予定となっております。

そういうもろもろの対応というものが必要となってまいりますが、臨時職員では対応できない業務でもあります。

次に、事務事業の統廃合についてどのような対策を講じているのかとの質問であります。

国では、平成15年度、23兆9,000億円あった交付税、これを18年度には18兆8,000億円にまで削

減する三位一体の改革を行っています。これに見合う行政を行わせるため、国では集中改革プランを国主導で作成させ、削減中心の行革を市町村に強いてきた経緯があります。

実際、町の交付税もピークであった12年度の24億300万から、18年年度には18億3,600万まで減らされたのであります。町では17年度から22年度までの集中改革プランの具現化の際に、課の統合などかなり行革を断行しております。新たな行政ニーズも発生しており、国の策定義務もなくなったことから、今一時休止しているところであります。

ただ、毎年職員を減じておりまして、職員減と行政ニーズに合わせた改革は今も実施しているところであります。ご理解をいただきたいと思えます。

最後に、いずれにしても住民の要望、法改正、新たな行政ニーズへの対応を踏まえながら、事務事業の整理、仕分けなどをしながら、これに見合う職員数のあり方を策定してまいりたいと考えております。以上です。

議長 再質問を許可いたします。

4番 ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

人口減少を見据えたまちづくりはの対策、あるいは施策等は徐々に行っている最中であろうとは思いますが、1つの考え方として、今少し話題になりつつあるというのが、スモールシティといいますか、コンパクトシティという発想の転換的なそういう考え方によるまちづくり。非常に町をコンパクトにいろんな機能をまとめ上げていくという考え方、そういうのが発足しておるようであります。私もそこに同感するところがあるものですから、そのコンパクトシティという考え方について、町では勉強はしているでしょうから、どう考えるのか質問させていただきたいと思えます。

今までの経済成長の中で、バブルの崩壊等があったりして、今度は経済が縮小に転じる、人口も縮小に転じるという時代を今経験してきたわけですが、今までの中で都市づくりというのは、都市を拡大して可住地をふやし続けたり、あるいは人口を増大させるというような、そういう方針、そういう考え方のもとにまちづくり、あるいは市づくり、そういったものが行われてきた時代だったんだろうと思えます。

それが、今度は人口がもう既に減少している、経済も縮小しつつあるという、頑張っ立て直そうとはしていますが、そういった中で、そういった無防備にやはり都市を増大させていくとか、土地を広げていく、建物を建てる、そういった考え方を逆方向に転換して、今あるものをやはり利用していく、もっと具体的に言えば、例えば自動車を使う社会から今度は自転車を使う社会、自転車を使うから徒歩でこの庁舎に来れる社会、そういったものを実現していこうという、そういう考え方がコンパクトシティの考え方です。

ということは、町の機能全部をコンパクトにするということではなくて、車を使う社会から、今度は自転車を使う社会、そのためにやはり道路整備なりが必要になってくるであろうし、ま

たそれよりも先駆けて徒歩で庁舎内に来るといような社会をつくり上げていくには、やはり高齢者などが無料で町のバスに乗れる。そしていろんな観光地、ショッピングに行けるといような政策もまた考えていくということで、そういうライフスタイルを変えるというそういう根本的な、概念的なものの発想の中から町をつくり上げていく。そういうのがコンパクトシティという考え方なんだそうです。

これに私は非常に共感を得ているのでありますけれども、一つ舟形町の今ある魅力を創出する。それは今現在やっている。そこで、やはり新たなものをやっていくということもあるでしょうけれども、今あるものを十分に生かして、そして無意味な拡張、拡大をふやしていかないという考え方、ちょっと長くなりましたけれども、そういう考え方でまちづくりをされていくというのはいかがなものでしょうか。どうでしょうか、町長。

町長 コンパクトシティですか、私、勉強したことありませんので、これはまちづくり課長なり、総務課長等に答弁させますが、いずれにしましても、この人口減少社会、佐藤議員のご質問にもあるとおり、今人口減少がこれからも推移していくんだという中でまちづくりが私は必要だろうと思います。

これはいろいろ今質問ありましたけれども、コンパクトシティなり、いろんな政策というものをやはり国がやらなければならないと。これが大前提だと思います。

なぜかと申しますと、これをやるにしてもやはり財源というものが出てくるわけでありまして。先ほど、集中改革プランで大分交付税も減少しております。交付税がなければ市町村の財政というのは破綻します。これは絶対にそうであります。ですから、そうならないような仕組みづくりというものがこれから求められるのではないかと。

幸いきょうの新聞に石破創生大臣、今度地方創生大臣になったようであります。この中で、いろいろ考える面をちょっと申し上げますと、非常に遅い。私は人口をこれから国では1億人を維持しますという発想があるようでありますけれども、私、40年かかると思います。40年、それをするためには。これはなぜかと申しますと、40年前のことを考えますと、当時は1990年代で、それまでは人口がずっとふえてきたんです。90年代の後半になりましたら、ずっと減っていったと。これがずっと今になっているんです。40年かかっているわけですよ。ですから、逆算しますと、私は1億人を維持するためにはこれから何ぼしたって30年、よくて30年、40年はかかるであろうと思います。

ですから、これまで思い切った政策というのをやらなかったと、これなんです、やはり。市町村といようなものは、今もう申し上げた地方交付税、今18億云々で、それを貯金をして、そして子育て支援なり、あるいは人口減少に対応する政策を今やっているわけです。ですから、それに見合うこの国の政策というものが無い限り、なかなか私は40年ぐらいかかるであろうと思うわけです。

ですから、このきょうの新聞も大分派手に書いておりますけれども、果たしてこのとおりに行くかどうか、私は疑問符を持っています。これまでも地方再生計画とか、地方の活性化とか、ふるさと創生とか、いろいろやりましたけれども、現実問題は無なんですよ。過疎法、昭和45年ですか、あれからもう40年なんです、50年。でも、過疎を脱局できないということから考えますと、果たして今回の地方創生本部大臣石破さんに期待するものはありますけれども、果たして本物かどうか、これをやはり私は見据えながら取り組んでいきたいなと思っています。

総務課長 平成16年のときに、合併が破綻をしまして、そのときに今議員がおっしゃるとおりスモールシティーを目指していきましようというようなことで、交付税も削減されたということもあって、人口減少社会の中でそうしていく必要があるのではないかとということで、そういう集中改革プランもあって、そういう方向を目指してきております。役場でもやって来ております。実際に課の設置条例も直して、課の数がおおむね半分ぐらいになっているということもそのときにやっております。小さな行政をするということでやってきたところではありますが、それがずっと今までやってきましたけれども、本当に果たしてそれがよかったんだろうかということが疑問にあります。その前までは、いろんな補助事業関係についても、町で補助金申請等も皆やってあげるから、まず必要なことを、欲しいことを町に伝えてもらって、国、県に伝えて、計画書も全部町でつくっていたということがありましたけれども、それが逆に自立を阻害しているところもあったのだらうと思います。

今、そういったことで、自立の社会を町も職員を減らして、人口も減っているということもあって、自立のまちづくりをやっているんですが、なかなかそれがうまくいっているのかどうかというのが検証する必要があります。

実際、そのときに行革の関係で職員も減らすということもあって、小さな補助金等については、皆そのときに少額補助金50万以下はそのときにカットをしております。ところが、それが本当に住民側からすればカットされて困ったということで、地域共同事業なり、地域づくりの事業で復活しているということもあります。

そういったことで、コンパクトシティー、言葉ではよろしいんですが、住民が本当にその方向をどの分野を望んでいるのかということも見極めながらしていく必要があるのかなと思います。単に職員を減らしていくということではできないのではないかと思います。

町民の方々も今先ほどの町長の答弁にもありましたように、町づくり審議会と町の政策推進室で合同で横井先生から指導をいただいて、人口減少社会の対応策ということで、今、夜、会議をしておりますが、住民の方々からは大変難しい問題だと言われております。そういった政策づくりが果たしてそういうことで、住民の方々ができるのかということで、意見は出しますが、そういった細かいことについては役場で細かい制度設計をやってくださいという雰囲気もあります。

そういったことで、そこら辺のあり方について、スモールシティ、コンパクトシティについて求める方向は間違いないんでしょうけれども、どういうふうな住民が望む行政運営の大きさ、そういったものを把握しながら進めていかなければならないのかなと思っています。

町では今まで16年からそういった方向で課の数も減らしながら一応やってきているということについてご理解をいただきたいと思います。

4番 まず、コンパクトシティというのを初めて口にしましたけれども、なかなか概念的な思想的なものが中心にあるものですから、なかなか抽象的で見えにくいと思いますけれども、根本的にそういったものがあってまちづくりを進めていかなければならない時代だろうと思うことで質問いたしました。

さまざまな人口減対策を、人口増対策も含めて27年度の予算に反映するように頑張るということですから、それをまず推移を見させていただきたいと思います。

第2問目への質問に移らせていただきます。

職員の事務事業の対策ということで、ちょっと答弁の内容でちょっとわからない疑問のところがあるものですから、ちょっとそこを軽く質問しますけれども、「B&G体育館、出張所、学習センターにも職員を配置しておりますので、実質的には本町が県内で一番少ない状況となっております」というのは、どういう意味なのかちょっと分からないんですけれども、まちづくりを進める上でここに職員を配置することは必要だと思って配置しているんでしょうから、それを職員とみなしていないというようなそういう表現で書かれているものから、どういう意味なのかと思いますね。

それともう一つ、県内最低人数で仕事をしているということを強調したいんでしょうけれども、最低人数と比べて議会や企画や出先、これはまず多いと。でも、その最低人数よりも税務、衛生、農林などのものが少ないということは一番最低の人数でやっているということなんだろうと思うんですけれども、そういうことなんですか。この2つ、ちょっと軽く、簡単に教えてください。

町長 総務課長から。

総務課長 答弁書のBGセンター、学習センター、そういったところにいないのかという意味ではなくて、鮭川村と比較したときに、うちの町が鮭川に次いで少ないんですが、BGとかそういう出先機関が町にはあるということです。そういったところに諸証明窓口もあるものから、そういった出張所等がない鮭川と比較すれば舟形町が少ないということになります。

県内の職員数の状況のとりまとめが平成25年の4月1日現在であります。それと比較すれば、先ほど申し上げたところが、出先もあるということもあって人数が多く舟形町は配置されていると。そのほかの後段の部分については、そこが他町村と比べて人が少ないという意味でございます。

4番 だから、一番最低の人数で舟形町はやっているということなんでしょう。最低の人数でやっているということなんですよ。わかりました。それはいいです。

公務員の皆様方、忙しいんだろうなどはやはり思うところがありますけれども、その反面臨時職員という形で穴を補っているはずであります。しかし、そのあるいは皆さん方からその臨時職員を雇用しているにもかかわらず、正職員の仕事が楽になったとか、残業が減ったとか、そういった声が全く聞こえてこないのはどうしてなんですか。そこを再質問させていただきます。町長。

町長 総務課長から。

総務課長 職員数がずっと減ってきておりますけれども、臨時職員はことしは83名になっておりますけれども、これについては特に緊急雇用の対策で国策としてやっている部分があります。そういったことで、就職難の方々に就職先を出すということで、当初そのぐらいの金額は来るだろうということで要望していた部分がありまして、そういったことで臨時職員が多くなっているということがございますけれども、臨時職員には昨年1年間で、職員が伝票を切っているのは1万6,918枚伝票を切っております。これについては、契約、それから検査、設計、そういったものは全部職員でやっています、臨時職員はそういったものは、支払伝票の記票まではそういったものはさせておりません。それは責任の問題があるということですので、そういったことはありません。

先ほど町長の答弁にもありましたように、各種計画書を策定しなければならなくなっておりますが、計画書を臨時職員にそのまま策定しろということもできません。なので、職員が全てしなければならなくて、臨時職員の方については、その事務を補うという程度の仕事しかできないので、そういったことで職員数が減っていった分は基本的に残っていることしであれば75人の職員で賄わなければならないということで、そのほかのコピーをしたり、下書きをしたものをワープロで打ってもらったり、そういうことについては臨時職員でできるのですが、そういったものはほかの大事な基幹部分は職員がやっているというので、臨時職員がふえても職員は楽にならないという状況にあります。

特に臨時職員の状況についてですが、ほほえみ保育園が25名ということで一番多いんですが、学校の給食関係、用務員関係、そういったところでかなりとられております。それから、ことし力を入れている緊急雇用の対象であるだろうということで想定しておりました結婚サポートセンターとか、そういったところに今町の政策として力を入れているわけでもありますので、そういったところでふえていると。そういったところについては臨時職員に全て任せるということができないので職員に負担がかかっているということになります。

4番 まず、臨時雇用対策ということで職員を雇わなければならない。だから、何か無理して雇っているんだと聞こえるんですけども、それではやはり内部の改革は進むのかなと思います。

段階の世代の職員がいろいろなノウハウと、そして仕事量ができる職員がどんどん退職して
いって、その分を少ない若い職員で担わなければならない。けれども担いきれないという部分
を臨時職員がやるものだと私は思うんです。そこをさせきれない、あるいはだからどこがそう
かわからないからそういう事態になっているのではないかなと思ったんですけれども、例えば、
一般企業であれば仕事の可視化、何を1日仕事をやったのか、それは業務の責任の問題や仕事
量の問題や、そういう業務を誰がどういう仕事をどれぐらいの時間のかかってやったのかとい
う可視化をやっているのでしょうか。そこら辺のところを再質問させていただきます。

町長 まず、職員のありようでございますけれども、私はこう常々思っています。先ほど総務課
長からも通常業務、伝票云々ということがありましたけれども、通常業務もこなしながら、さ
らに5年後、10年後、あるいは短期的に3年後、これをやはりやってもらおうと。そしてその中
で3年後、5年後、10年後の計画はあるわけでありましてけれども、これをプラスアルファ、い
わゆる時代が変化していきます。毎年毎年時代が変わるわけです。これを3年後のものにどう
すり合わせていくかと。5年後、10年後に。短兵急には3年後、5年後といえますけれども、
そういう私常々先んずる政策と言いますけれども、これをやはり職員に求めております。

ですから、そういう面で通常業務プラス将来的な政策のビジョン、これをつくってほしいと
いうことを申し上げております。そういう面で多忙だという職員もいるかもしれませんが
も、それをやはり担ってこそ職員であろうと思うんです。ですから、その中で臨時職員がいる
という要求もまいりますので、その辺を参酌しながら、私は精査しながら採用なり、あるいは
不採用という取り組みをしているということをちょっとだけ申し上げておきます。

あと総務課長。

総務課長 最初に、無理して雇用しているのではないかというお話ですが、そうではなくて、町
の政策課題がいっぱいあるわけです。そういったことで、国から緊急雇用としてそういうお金
が来るのであればそういうものに対応していく必要があるだろうということで対応している
ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

いろんなこと、いろんな方面の切り口で始めないと、なかなか人口減少の対策というのはで
きないんだろうなと思います。お店の問題、いろんな問題が有機的な結びつきがないとそれは
一つの政策として成就しないんだろうなと思っています。

そういったことで、いろんな資金が来るのであれば対応してまいりたいと。政策実現に向け
てまいりたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、一般企業さんの可視化の問題ということですが、役場の中では可視化ということ
ではありませんが、住民の目線、議員さんの目線からいろいろ見られているんだろうなと主
ますので、それをどう評価するというのはなかなかしておりません。役場の場合は事務であって、
同じことを毎日やっているわけではなくて、基本的に毎日違うことをやっているの、その業

務量の把握等について、この人がどのぐらいの業務量をこなしているのかということについてはなかなか制度的に設計するのが難しいんだろうなということで、各市町村でもなかなか取り組めていないのが現状だと思います。

自分の目標を立ててやるという方向もありますが、なかなかそれを今の舟形町のレベルでは実現できない状況になっていると思います。

4番 地方公共団体の意見というんですかね、職場はどうなっているのかという定員管理研究会というメンバー誌の中での例えば神奈川県、静岡市、土浦市、多古町というところの意見が発表されているんですけども、ちょっとだけ読ませていただくと、「年齢構成が非常にいびつになっている。バブル崩壊後採用を抑制したため、特に30歳代前半の層が極端に少ない。将来的に大きな課題だと認識している。職場がかなり忙しくなっているという実感がある。モチベーションの維持や事故防止は大きな合課題である。仕事上の凡ミスがふえていることが気付きである」大体舟形町と似たようなことをほかの他町村でも言っているんだろうなと思っています。

全国的にこういうことが進んでいるわけですので、やはりいち早く内部改革を進めていくべきではないかな。そういう意味で質問させてもらっています。

この可視化に関しては、私民間企業にも行っていましたんで、まず業務日報というのを私たちはずっと書いてきたわけです。1日何をしたか。何時間かかったか。例えば運送会社なら、どこからどこまでの地域に行くのにどの市についたのは何時で商品を到着したのは何時か。そして搬出をするのに何時間かかったか。そういうのを細かくチェックしていく業務日報を書いてきたわけですけども、そういったことをやって、業務量の把握をしていくことが必要なのではないかなと思います。その中で、誰がどこに配置したらいいのか。そういうことを検討していくのが今町役場の中で必要なのではないかなと私は感じています。

それを無理だと言ってあきらめるのか、民間企業のようにまずはやってみるのか。それは人に優位、仕事をやっていないというそういう差をつけるためではなくて、業務の内部を改善するためにやるということが必要であろうと思います。

そして、私が一番望んでいるのは、やはり臨時職員が入ってくれたから、仕事が楽になったよと。定時に帰れるようになったよという声を職員の中から聞きたいんです。それが町長はじめ、課長、職員からも聞こえてこないから、そのミスマッチングが正規職員と臨時職員との間の職業のミスマッチングが起きているからそういう声しか聞こえてこないんだろうなという意味で、内部改革を早く進めていただきたい。そう思っているところです。ぜひ来年度頑張ってそういった内部改革を進められるような体制をとっていただきたいなと思います。どうですか。

町長 参考までにちょっと申し上げます。今年後がんばる交付金事業というのがあったんです。

舟形町は山形県で5番目に行革の努力、これをしていただきまして4,500万交付金をもらいました。町村は今22町村ありますけれども、その中で5番目、行革努力の加算分、こんなことで4,500万、あと財政力もありますけれども、これをいただきました。これは先ほど集中改革プラン、あるいは今行革に取り組んでいるこの結果が目に見える形が出てきたのかなということで、職員に投げかけたと私は思っていますので、今のご質問に対して頑張ってまいりたいと思います。

4番 終わります。

議長 以上をもって4番佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時40分 散会

平成26年9月5日（金曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成26年舟形町議会第3回定例会第2日目

平成26年9月5日（金）

出席議員（9名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	3番 斎藤 好彦
8番 八 敏 太	4番 佐藤 広幸
9番 加藤 憲彦	5番 大場 清之
10番 信夫 正雄	

欠席議員（1名）

7番 叶内 富夫

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教 育 次 長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦 主 査 大場 由美子

議事日程

- 日程第 1 報告第 3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 議案第40号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第41号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第42号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1

- 号) について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
- 日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1
号) について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 舟形町保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の設定について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 舟形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の設定について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 舟形町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の設定
について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

議長 おはようございます。ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

日程第1 報告第3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第1 報告第3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

総務課長 議案書の57ページをお開きください。

報告第3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。平成26年9月4日提出。舟形町長。

1. 健全化判断比率、4指標になりますけれども、実質赤字比率、黒字のために比率は出ません。連結実質赤字比率、これも同様に黒字のため比率は出ません。実質公債費比率13.1%、括弧内は早期健全化基準の数値になります。25.0%になります。将来負担比率74.9%、括弧内の早期健全化基準の数値については350%になります。実質公債費率につきましては3年間の平均となりまして、今回は23年から25年度の平均で、昨年度より0.3%改善しているということになります。

2. 資金不足比率につきましては、3特別会計、会計簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業の3会計とも黒字でありますので、資金不足比率につきましては数値が出ないこととなります。

58ページ、59ページにつきましては監査委員の意見書になります。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決します。報告第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、報告第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第40号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について

議長 日程第2 議案第40号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

最初に、歳入についての質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

2番 14ページの歳入のふなっこ育成振興基金繰入金30万とありますが、このことによって基金の残高はどの程度になっているのかお聞きします。

教育次長 昨年12月、基金条例を設定しまして、100万円基金造成しております。そのうちの30万円を今回活用し、70万円の残となっております。

2番 この活用につきましては、いろいろ条例等も見ましたが、実際使っているというのは、件数的には何件ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

教育次長 このたびの30万円の取り崩しにつきましては、保育所、小学校、中学校への図書の整備ということで、女神文庫（仮称）という形で設置する予定で取り崩しております。

議長 ほかにありませんか。

4番 13ページ、12ページでいいますと農林水産業費県補助金の中の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金、これは今まで聞きなれない補助金ですので、その内容と用途について、どういった補助金で200万ほど来ているのか質問いたします。

産業振興課長 今のご質問の内容なんですけど、この人・農地問題解決加速化支援事業費補助金というのは、これまで人・農地プランで執行してきているわけなんですけど、今年度から農地中間管理機構が成立して、業務が今まで以上に多くなってきているということで、この232万3,000円のうち事務費が30万6,000円、人件費が240万円、当初予算が38万3,000円あったものですから、当初予算と足しますと270万6,000円という数字になっております。

4番 そうしますと、人・農地の今までの事業がまたさらに煩雑になったということで追加分が、名前が変わって来たというような解釈でよろしいんでしょうか。

産業振興課長 人・農地問題解決加速化支援事業の名称につきましては、昨年度からこの名称はあったんですけど、正式な名称ということで今年度から名称を位置づけるということでの名称なんですけど、作業の多忙化というものが、今ご質問があったように、さっき話したとおりに農地中間管理事業の導入によって多くなってきているという関係での増額となります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

6番 19ページのまちづくり推進費の中の空き家対策事業の30万、支援事業補助金、歳入のほうにも県の補助金がありましたけれども、この30万の内容をお聞きします。

まちづくり課長 それでは、私のほうからお答えします。

要項の概略を示した説明文を昨日の全協の折に配付させていただきましたが、その別表のところにありますように、区分としては空き家の購入移動事業です。区分の空き家購入とありますが、そこの上から大きな2段目にありますように、対象経費の2分の1、上限30万とあります。これは8月に東京都から大平の空き家を購入した若者世帯への補助金になります。区分としては若者世帯かつ県外からの移住世帯ということで、空き家を購入しまして、それをリフォームしたというものに対して県からの補助金を受けて町が交付するというので、上限が30万の事業に該当するので、今回計上させていただきました。

6番 そうすると、まず都会のほうから来て、空き家を求めて、リフォーム金を30万補助するということですね。そうすると、地元の人が購入して、それに対しての補助は該当になるかなんだけれども。

まちづくり課長 その件については、移住についての補助金には該当になりませんが、町のリフォーム補助金という制度はあります。この制度については、町内業者による100万円以上のリフォームを行った場合の世帯への補助金ということになります。最大20万までという要件がありますが、この制度があります。

6番 今舟形町は、どこの町村でも空き家対策ということでさまざまな検討をしていると思います。この間、金山町でも植樹祭があるので、解体費用というので町で補助金を出すということでしたので、舟形町は今後こういう補助金制度を、どういう考えをしているかちょっとお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 現行の制度では、空き家を解体した場合には15%の補助金の率で現在あります。今年度4月1日から施行の要項になっております。15%で上限が15万となっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

8番 17ページの総務費、1項の総務管理費に関連しますけれども、ずっと一般管理費から企画開発費、定住推進事業費まで目がありますけれども、この中で一つ目につくのが事務筆耕雇上賃金の補正であります。ざっと拾ってみますと、保険料等も含めると1,300万、総務管理費だけでも1,300万近い補正があります。今回は補正ですので、これから雇い上げるということにな

るんだと思うんですが、下半期、約半年の間でこれだけの補正というのはちょっと多いかなと思います。この内訳についてお伺いします。

総務課長 事務筆耕につきましては労働費のほうに、緊急雇用ということで国の制度を使って国100%のお金で町のほうに予算を計上してやるということで当初計画をしておりましてけれども、その関係の緊急雇用関係が補助の交付金の対象に町の枠が少なく来たということで、その分の臨時職員の労働費でとっていたものを一般のほうに振り分けているということになります。そういったことで、当初5,300万ほどの労働費が1,783万程度しか採択にならなかったということで、そこに置いていた分等について各課のほうに振り分けているということになります。

8番 今の総務課長の説明ですと、当初に国庫補助金、労働費として見込んでいたものが来なくなった、自己財源で補うことになったということになると思うんですが、当初予算においてある程度事務筆耕雇上については計上していると思うんです。その中で、緊急雇用対策に関係ない部分もかなり含まれているのではないかと見られるわけですが、その辺の、単独で、事情によって雇い上げをしなければならなくなったケースというのが何件ぐらいありますか。

総務課長 件数については比較表が手元にないので、議員のほうだけでよろしければ議員のほうにだけお渡ししたいと思いますけれども、新たに緊急雇用以外でなったというものについては、結婚サポートセンター関係、それから保育士関係で、急に途中退職されるという方が出てきたということ、それから一般職でも1人早期退職されている方がいますので、そういった方々の分が臨時としてふえてきたということになります。詳しい対比表については今手元にないので、後ほどさせていただきますよろしいでしょうか。

議長 若干休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

議長 それでは再開いたします。

8番 そのことについては後でお願いをしたいと思いますんですが、まず、きのうの一般質問でも職員の事務事業の見直し等の質問がありましたけれども、そういった職員の処遇、いろいろと議論されている中で、当初において1年間のそういう事務職、職員の配置というものを当初できちんとやるべきではないかと思います。途中でいろいろ災害とかありましてそういった事務量がふえたというのであれば、これはやっぱり仕方がない事情ということも考えられますけれども、今こうやって見ますと、そういった事情もないとなれば、やはりある程度当初の段階で精査をして、1年間のそういう職員の雇い上げ等を計画すべきではないかと思います。

そんなことで、当初補正予算で余り臨時職員の雇い上げ賃金がふえるというのはいかがなものかなと思うんですが、いかがですか。

総務課長 先ほど申し上げましたとおり、緊急雇用で就職難に陥っている方々、町民を中心に雇用したいということと、きのうも若干申し上げましたけれども、いろんな政策課題でいろんなところからの切り口というのがあると思いますけれども、そういったものに対応していきたいということで、なるべく国のお金を使って緊急雇用のほうで対応するという方針でやったわけですけれども、4月の段階で採択にならなかったということで、これにつきましてはもう少し来年度等について、緊急雇用の制度がまだ来年あればそういった情報を収集して、精度を高めて配置計画を今後したいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

1番 19ページ、2款6項、先ほどの空き家対策の質問になるわけですが、先ほど総務課長が一番最後に答弁していただいた、町の空き家の解体には4月から15%、上限15万というものがあると答えられましたけれども、それは全ての空き家に該当になるんですか。

まちづくり課長 その要項については、空き家が現在80件ほどあります。そのうち危険な空き家も11件ほどあります。危険な空き家については町のほうから指導勧告ということで文書を出させていただいております。指導勧告をさせていただいた空き家についてその15万が適用になるということになります。

1番 私もそういうふうに解釈していました。先ほどの答弁であると、舟形町の空き家の対策には15%、15万上限で適用になるものが4月からなっているというふうな答弁だったので質問したところです。

まちづくり課長 大変失礼しました。正確には今申し上げたとおりです。

議長 ほかにありませんか。

4番 では、24、25ページの衛生費の中の診療所費、工事をしたようですけれども、どういった工事なのか質問いたします。

税務福祉課長 診療所の工事費につきましては、まだ工事は行っておりません。予算をいただいた後に工事を発注する予定で考えております。内容につきましては、診療所の駐車場がありますけれども、そちらの舗装の部分に大きな穴が何カ所かできておりまして、それを、舗装を打ちかえするという内容の工事です。以上です。

議長 いいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかにありませんか。

9番 19ページ、空き家対策の事業のことなんですが、先ほどから答弁を聞いていますが、持ち主がどうにもできない、そういう場合は町でというのは、その辺ちょっと聞かせてください。

まちづくり課長 現行の町の制度では、町が直接解体するということはありません。現在の対応としては、やはり危険な空き家については、先ほど申し上げた指導勧告の文書を出させていただき、なおかつ電話等をお願いしているということになっております。

9番 堀内のなんですが、1件あるんです。トタンも全部剥げてきて、カヤぶき屋根にかぶせたトタンなものですから、風が強い日はそのトタンも飛ぶし、そして春先など異常乾燥が出たときは火災等も危惧されるので、その辺、私もいろいろ気はつけて持ち主ともお話しはしているんですが、持ち主は全然できないということで、今堀内自治体にもいないんです。そんなことで、どういうふうな方法でそういう危険な物件を処理していったらいいのか、そこら辺も真剣にご相談したいなと考えておるんですけども、その辺の、もし何かあれば情報を流してもらえればと思います。

まちづくり課長 その物件は私どもでも把握しておりまして、先ほどの文章を出させていただき、またこちらから関係者の方にご相談をさせていただいているところです。今議員がおっしゃられたとおり、なかなか実際は解体が難しいという情報があります。

ただ、代執行法ということで、国の制度があります。その制度が、情報では動きがありまして、改正になるような話もありまして、そういった制度を活用しながら今後対応したいなということで、国の法改正の動向を注視しているところであります。

なお、ご本人が解体できないという場合の物件もございますけれども、兄弟とか関係者の方々とも協議しながら、いろいろ手だてがないかというふうな、きめ細かな対応はしていかなければいけないかなと今のところ考えているところです。

議長 ほかにありませんか。

1番 19ページ、2款15、婚活推進事業の中で、事務筆耕雇上賃金とありますけれども、これが先ほど言った数字なるわけなんですか。途中から改めてメンバーが4名になったというわけではなくてですか。

総務課長 この臨時雇用については、当初緊急雇用でも見ていた数字になります。

1番 わかりました。それで、婚活事業が今10月に計画しているかと思っておりますけれども、この中に、前回の議会の中でもあったかと思っておりますけれども、女性参加部分の旅費は予定していないのかというようなことで、実行委員会でこれから検討すると、応募者が多数出ている、ぜひここに予算化になって来るものと思っておりましたけれども、事務筆耕雇上賃金だけで、婚活事業に対しての追加予算が触れられていないんですけれども、現状は、募集的なもの等対応はどのようになっていますか。

まちづくり課長 この補正予算書には出ておりませんが、当初予算に補助金があります。この補助金から実行委員会のほうに出資させていただいて、実行委員のほうから参加者の旅費の補助ということになります。

1番 それはわかっているんですけども、それを予算が足りなくて、どんどん募集があつて、にぎわうのかなという予測でおるわけです。今現在10月に予定されている大作戦が、今現在申し込みが何名ほどいるか、質問ちょっとずれますけれどもお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 現在、女性の参加申し込みは18名ほどあります。（「事前に交通費は。交通費は出す」の声あり）交通費については、往復の2分の1の交通費を出しまして、上限1万2,000円ということで定めさせていただいております。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を許可いたします。ありませんか。

3番 お願いします。28ページでございます。6の1の2でございますが、農地中間管理事業、時間外手当100万計上になってございますが、先ほど歳入の部分で4番議員から質問がございました。人・農地加速云々、これが農地中間管理の費用ということでしたよね、課長。そうするとこの230万、歳入で230万、受けのほうで230万あって払いが150万、この差というのは何なんですか。時間外というのは中間管理機構というのは再生機構に委託しているんですよね。再生協議会の方への支払いなんですか、職員の支払いですか。

産業振興課長 今のご質問にお答えします。今の農地中間管理事業の時間外の100万円の計上の根拠なんですけど、今議員ご質問ありますとおりに、農地中間管理事業につきましては山形農業支援センターから舟形町に管理事業経費として153万2,000円、これが舟形町の再生協に委託するという契約を結んでおります。この153万2,000円のうち、事務経費等々もあるんですが、相当作業が多いということで時間外が伴うことになりまして職員の時間外となります。これにつきましては、再生協で職員の賃金を支払いするというのは適当ではないということで、再生協から……済みません、15ページの雑入のところをちょっと見てほしいんですが、雑入のところに農地中間管理事業委託金ということで99万円計上させていただいております。これが153万2,000円のうちから99万円分を再生協から舟形町の一般予算のほうに支出しまして、それを受けて時間外の経費をこの2目の農業総務費の農地中間管理事業の時間外手当の100万円で職員の時間外の経費を執行するという考えで計上させていただきました。

3番 そうしますと、先ほど歳入で4番議員が質問した人・農地加速云々の232万3,000円と、農地管理機構のこの事業の費用というのは全然関係ないということなんですか。先ほどの答弁ですと、この230何がしは農地中間管理機構の事業のお金だよという話だったんですけども、それは違うんですか。

産業振興課長 補助金の内容としましては別個でございます。山形農業支援センターからの業務委託金の153万2,000円のほかに、通常の町の農政の業務としても、そのほかにも多々業務が多くなる。そんなことで、農業支援センターの153万2,000円と別に県のほうから、さっき話した

人・農地問題解決加速化支援事業費補助金、人・農地プランの執行業務の経費なんですが、当初と合わせて270万6,000円、これは別個に補助金が来るというものでございます。

3番 さっき4番議員の回答には270何がしと今課長もおっしゃいました、この270何がしはどこの数字を言っていますか。13ページの人・農地加速化云々は232万3,000円ですよ。これは全然関係ない話なんですか。

もう1回確認します。この人・農地加速化云々というのは、農地管理事業と関係ないんですか。

産業振興課長 業務的には同じ農地中間管理事業の業務に携わるんですが、今話したとおりに、補助金の出どころは別のところでございます。今話した270万6,000円というのが、このたび補正で上げさせていただいた232万3,000円の項目が当初で38万3,000円計上させていただいておりますので、これを合わせますと人・農地問題解決加速化支援事業費補助金につきましては現在270万6,000円になっているというところでございます。

議長 ほかにありませんか。

8番 31ページの担い手等支援対策事業費ですけれども、ここにも地域連携推進員賃金240万とあります。これも同じように緊急雇用対策の振りかえ事業ですか。

産業振興課長 今のご質問に答えします。地域連携推進員賃金240万円計上させていただいております、これは先ほどの質問にありました人・農地問題解決加速化支援事業の中の執行する項目なんですが、実は、この賃金につきましては、当初、6款1項14農業振興費の営農推進指導員賃金ということで235万4,000円単独で計上させてもらっております。この経費につきましては、単独なものですから、今回の追加予算で240万円の賃金を該当になれば、先ほど話した農業振興費の営農推進指導員、当初でいただいた235万4,000円分を今回補正で計上した240万円にかえて執行したいということで考えております。そういうことで、今回計上させていただいたのは補助対象分ということで、次回の議会のときは、今話したとおりに当初計上した農業振興費に置いております営農推進指導員賃金の経費分は減額させていただきたいのと、単独から補助金のほうに財源的に有効活用したいと、そういうふうな計上の内容でございます。以上です。

8番 ちょっと理解に苦しむところはあるんですが、今の課長の答弁で、賃金の財源の切りかえ、それはわかりますけれども、当初は営農推進指導員ということで置いていたわけですよ。それが今回こういった地域連携推進員といいますと、目も違いますし、仕事の内容がまるきり違うんじゃないですか。というのは、さっきもちょっと言ったんですが、当初に年間の町の事業なり業務を協議して、その年度の職員の配置なり、臨時職員の雇い上げ等を計画するわけですよ。それが人事異動だと思うんです。それがこういった中で当初の計画とまるきり違った職員の配置になる、これはある程度当初の計画があいまいなんではないかと思わざるを得ない部分があります。営農推進指導員のほうは空き家になるということですか。

産業振興課長 当初計上させていただいております営農推進指導員の賃金で支出しております方の業務内容につきましては、もちろん営農指導、園芸作物の推進というところでございます。このたび地域連携推進員賃金というものにつきましては、人・農地プランあるいは農地中間管理事業の中の業務の一端ということで、農地の移動等の項目も加わるんですが、農業農政の全般に従事するという内容にも重複しておりますので、この営農推進指導のほうも、あるいは農地集積等の推進もあわせて担当できるという解釈をしております、それには、ちょっと拡大解釈もあるんですが、財源を友好的に活用したほうがいいのではないかという考えでございます。

業務内容につきましては、当初考えております営農指導員の業務内容を損なうことはない業務ということで考えてございます。以上です。

8番 正直言って、私はそれは違うと思います。やっぱり本来であれば、特に臨時職員等を雇い上げる場合は、業務があつてそれに人を充てる、それが本来の姿であつて、今の課長の答弁ですと、とりあえずは雇っておくと、ちょうど補助対象の仕事、そういう部分が出てきたらそれに当てはめようと、それはちょっと私は違うと思うんです。

それで、農業振興ということがありましたけれども、国の農政を見ましても、産地づくり交付金等の内容を見ても、少数多品目には出さないというのが国の方針であります。そういう意味では、やっぱりきちんと営農指導をして、今この農業の苦しいときにきちんとそういう国の補助金等が受けられるような農業の姿というものをつくるためには、絶対に農業振興というものに力を入れてもらいたいというのが私の考えであります。そんな意味で、何でもかんでも兼務できるというような今課長の答弁でしたけれども、もう少し本腰を入れた農業振興への取り組みをお願いしたいと思うんですが、そういう職員の雇い上げの考え方、もう1回お願いします。

産業振興課長 今、ご指摘、ご質問いただいた内容につきましても、十分にこちらのほうで受けとめて、繰り返すようなんですが、当初考えている業務内容の計画が損なわれることのないように、農政、農業の振興に努めていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

9番 27ページです。農林水産費の中で、農業委員会事業の中の委員等費用弁償、そしてその下の職員旅費、恐らく130万になるのかな。その中身を教えてください。

産業振興課長 農業委員会事業の中の費用弁償と職員旅費の件でございます。今のご質問のとおり100万円を超える大きな額になっているんですが、内容としまして、ことし11月に開催されます全国農業会議所の主催による全国農業担い手サミットが兵庫県で開催される予定です。1日目については、実践者による担い手のメッセージや農業経営のパネルトーク、2日目は、現地研修として集落営農や複合経営の研修という内容であるわけなんですが、今、農業者の高齢化

あるいは農家の減少が進む中で、さらに農政の大転換というところがございます。このような中の地域の農業の元気づくり、あるいは新たな農業の担い手の確保というものは今後欠かせないことなのではないかなと思うんですが、その辺の農業委員会の役割も大きいものがあるのではないかなと。そういうことで、この研修で研修を積んで、舟形町の農業に反映していきたいというところの経費でございます。

9番 随分回りくどく言っているんですが、研修費ですね、早く言えば。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これをもって歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

議長 日程第3 議案第41号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について議題といたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）に
ついて

議長 日程第4 議案第42号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）
について議題といたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 それでは、70ページの包括的支援事業費484万4,000円の中で、ケアマネジャー雇上賃金
がまず200万ほど減になっておるわけですけれども、こういった専門員は今現在いないのか、途
中でやめたのか、最初から雇わなかったのかちょっとわかりませんが、ここら辺の減に
なった理由、質問いたします。

税務福祉課長 私のほうからご説明いたします。

包括支援センターの体制といたしましては、舟形町につきましては直営方式ということで行
っております。それで、平成25年、昨年度の体制といたしましては、センター長につきましては
税務福祉課長が兼務という形で行っており、ケアマネジャーといたしましては徳洲苑から1
名、えんじゅ荘から1名派遣ということで行っておりました。今年度予算計上する際に体制を
新たにするという考えのもとに、センター長を1名、プロの資格のある方を採用する、それ
に加えてケアマネジャー1名を採用するというので予算を計上しておりましたけれども、経過
といたしましては、人事異動の際には、内示の際にはセンター長とケアマネジャー1名とい
うことで配置になったんですけれども、その後、ケアマネでお願いした方が辞退するというこ
とが生じたので、その後ハローワークなりをお願いをして探していたんですけれども、結局
は雇用することができませんでした。そして4月時点に入りまして、経過を見ますと、センタ
ー長につきましては、前年度まで施設の長をしているということもあり、また資格につきま
してもいろんな形の資格を持っているというプロの方でもあり、そして地元の施設にもかかわ
りを、全部知っているということで、業務的なことで1人でも体制的には大丈夫だとい
うこと、それに加えて、ケアマネとして今まで2人お願いしていた方が、委託業務でケア
プランの件数をかかわっている方が、ケアマネがかわることでその老人の方が混乱をきた
すようなこともあるので、ケアマネの契約をしたんです。プランの計画。うちのほうの直
接にするケアマネのプランのほうで作成の件数が減ったために、それなりの業務的には支
障は来さないということで、センター長とうちのほうの職員、保健師ということも専門
的に配置しておりますので、その方
でまずは業務がこなせるということで判断をいたしました結果、今回賃金を全額減額さ
せていただ
いたところでございます。以上です。

4番 そうしますと、当初、センター長を抜けばケアマネジャー3名体制で行おうと思
ったわけ

ですよね。そうすると、センター長とケアマネジャー、もう1人雇い上げようと思っていたケアマネジャーがいなくなってもできる業務だったということの説明ですね。これは逆にいいことだと思いますよ。むしろまたケアマネジャーを採用しようとしたときは反対しますよ、逆に。やっぱり何回も出ていますけれども、人を雇い上げようと思った最初の事業の量が総量で何人でやるというのがまずあって初めて人を雇うという部分があるんだと思うんです、本当は。でも、このごろ人を雇い上げてから事業を宛てがうというところがちょっと見えるものだから、そういうような人の雇い方はすべきではないのではないかということをおもよく言いましたけれども、そういう部分が各所に見られる。でも、今回こういった形で事務を見直してみたら少ない人数でできるという結果が出たんだから、これはもうケアマネジャーを1名追加するか、来年度予算に反映するとか、そういうことなくできるということの証明になったわけですから、こういった体制を続けていっていただきたいということなんです。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第5 議案第43号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 それでは、84ページの水道管理事業費の、85ページになりますけれども工事請負費、この工事の内容を質問いたします。

地域整備課長 工事請負費の内容でございますけれども、1つは木友宮田線の水道管移設工事、主要地方道新庄次子村山線擁壁設置工事に伴っての水道管移設工事、それから富田地区の農

事用給水管移設工事ということで、3件の移設工事を見ております。金額の内訳としましては、木友宮田線については150万円、主要地方道新庄次年子村山線につきましては80万円、富田地区の農事用給水管移設工事につきましては70万ということで、合わせて300万の補正をさせていただきますということです。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第6 議案第44号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第7 議案第45号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 それでは、108ページの管理費の修繕料について、こちらのほうが集落排水よりも金額が多い修繕料になっていますので、内容を質問いたします。

地域整備課長 修繕料につきましては、マンホールポンプの修繕ということで、マンホールポンプが各所に相当数入っているわけなんですけれども、そのうちの野々田地区のマンホールポンプが105万1,000円、マンホールポンプの修繕がそのほか3カ所で283万7,000円、マンホールポンプのプログラム修繕ということで6カ所、131万7,000円、駅前マンホールポンプの水位計の修繕で130万円ほどで、合わせて650万7,000円ほどの補正という形になっております。

4番 修繕箇所は当然あるかと思えますけれども、今後の修繕の計画等もしあるようでしたらその内容、計画等教えてください。

地域整備課長 公共下水道につきましては、長年使っていれば当然管路、またポンプ、暗渠等もある程度の修繕が見込まれることとなります。それにつきましては、長期的な計画に基づきまして、修繕が必要な時期になるとそれを修繕するという形で補正で予算を上げて修繕してもらうという形になると思えます。今のところ修繕の計画は持っていないんですけれども、定期的に今後出てくると思えますので、長期的なことを考えて定期的な修繕に基づくような計画を立てたいと思えます。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

8番 今の質問に関連しますけれども、今の中で野々田ポンプ場、駅前のポンプ場という箇所が出てきたと思うんですが、この箇所については25年度も修繕していますよね。そんなことで、ポンプ場の修繕の、今あったんですが、耐用年数というのはおかしいんですけれども、何年ぐらいで改修が必要なんですか。

地域整備課長 野々田ポンプ、駅前マンホールポンプにつきましては25年度入れかえております。このたびは、野々田につきましては制御盤の修繕でございます。それから駅前のマンホールポンプは水位計の修繕ということで、ポンプ自体ではなくて別のほうの修繕ということになっております。

それからポンプの寿命ですけれども、大体8年ぐらいの周期がめどという形になっていると思えます。

8番 今回は直接ポンプの修繕ではないということのようでありましてけれども、制御盤等の修繕ということは、消耗品的な、そういう定期的な交換ではないということですか。

地域整備課長 制御盤修繕につきましては、定期定な修繕ではなくて突発的な修繕という形にな

ります。制御するさまざまな電気系統がついておりますので、その中でトラブルが発生したために修繕するという形になります。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

多少早いようですけれども、午後1時まで休憩をさせていただきます。

午前11時33分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し議会を再開いたします。

日程第8 議案第46号 舟形町保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について

議長 日程第8 議案第46号 舟形町保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について議題といたします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声があります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

議長 日程第9 議案第47号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 舟形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

議長 日程第10 議案第48号 舟形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 舟形町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の設定に

ついて

議長 日程第11 議案第49号 舟形町放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例の設定について議題とします。

教育次長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声がありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第12 議案第50号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 午後からの議案第46号から50号まで、内容的には大体同じような議案でございますが、それぞれの議案で附則の説明がなかったんですが、最後の54ページの附則、この条例は、子ども・子育て云々、改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行の日から施行する、これをかみ砕いてもうちょっと説明をいただきたいと思います。

税務福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援法並びに関係法律の整備等に関する法律につきましては、まだ施行日がはっきりしていないということがございます。交付がなりましたけれども、きのうもお話し申し上げたんですけれども、消費税の動向がまだはっきりしない。今回の事業の財政的な問題といたしまして、消費税が来年10月に8%から10%に上乗せ増分になったその財源を充てるというふうにしております関係で、消費税の引き上げがはっきりしない段階なものですから、今のところ全県的に法律の施行の日からという文言で整理をしているところでございます。以上です。

3番 きのうも消費税の話聞きましたけれども、そうであれば、各議案とも、46号から50号まで、

提案理由だけ述べておりますが、一番大事なのは附則、施行の日だと思います。そのあたりをしっかりと説明しないと内容がわからない、私だけわからないのかわかりませんが、今後ともよろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

4番 3条の条文の内容について少し質問させていただきます。

今回、保護者のもとから通わせて保育を行うという文言についてなんですけれども、この「通わせて」という部分が、誰が通わせるのか。つまり、保育園の児童においてもスクールバスのなものを使って通わせていると思うんですけれども、その責任が保護者のもとにあるのか受け入れ側のもとにあるのか、今までと何も変わっていないのか、そこら辺がわからないなど、新しく追加になった「通わせて」という部分ですね。そここのところが大きく違うと私は見たんですけれども、そこら辺の解釈はどのようになってこのような条文になったのでしょうか。

教育次長 保育園の運営につきまして、教育委員会のほうでやってございますので、答弁させていただきます。

乳幼児につきましては、ゼロ歳、3歳未満児までは、現在保護者の方が送り迎えをやっております。3歳以上児につきましては、徒歩で来られる以外の方は全て幼児バス、スクールバス等を活用させていただいておりますが、ゼロ歳から2歳までのお子さんにつきましては、保護者が保育園まで通わせて、自家用車で送迎をしている。3歳以上児はスクールバス、幼児バス等で送迎しているわけですが、送迎バスにつきましては、入所時の申請の折に同意書をいただいて、それで乗るお子さんをこちらのほうで組み合わせを考えながら運営しているわけですが、あくまでも町の保育サービスの一環としてバスを提供しているという考え方でございます。一応法に基づいた表記の仕方として、今回条例の設定というふうになっております。

4番 それでは、条文の内容は変わったけれども、通わせてとかそういったものがついたからといって現行サービスについて特段変わった責任がさらに発生したということではないということですね。そういうことであるならばよかろうと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

議長 日程第13 議案第51号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について議題とします。

教育次長 (朗読、説明省略)

9番 本議案は、1番佐藤 勇議員と私、加藤憲彦が対象案件となります。退席させていただきます。

議長 それでは暫時休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時25分 再開

議長 再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 この件は何社が入ったのか、そしてパーセンテージはどれぐらいになったのか、その辺を説明をお願いします。

教育次長 今回、入札につきましては6社指名させていただきまして、落札率が89.34%になってございます。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 再開

議長 それでは再開します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

明日6日から8日までは休会とします。9月9日は午前10時より再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時27分 散会

平成26年9月9日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

平成26年舟形町議会第3回定例会第3日目

平成26年9月9日(火)

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 欽 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教育長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教育次長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

- 日程第1 認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから6日目の定例会を開会いたします。

最初に、先日の質問の中で保留していた部分がございます。総務課長の答弁を許可いたします。

総務課長 先般の臨時職員の雇用の状況で、増員の説明をさせていただきたいと思います。

増員の部分だけ説明をさせていただきます。25年度と26年度におきまして、総務課では清掃のためのパートを1名増員しております。それから、今防災計画の基本計画はつくっておりますが、マップ関係、それに付随する実施計画等のために、防災業務の関係で1名の臨時雇用をしております。総務課では2名ふえております。

まちづくり課では、ふるさと納税のパンフレットをつくったり充実をするということで、その関係で1名増員をしております。

学習センターの所長がことしの3月で退職されまして、その方を雇用しておりますが、その関係で正職員が1名減になったところについて、臨時職員を1名増員しております。

結婚サポートセンターにつきましては、緊急雇用のほうで要望しておりましたが、採択の金額が少ないために、3名をサポートセンターに、町の一般会計のほうに振り替えておりまして、これが3名ふえております。所長以下3名であります。

税務福祉課では、子育ての臨時雇用交付金、消費税の増税の関係で1名増員になりまして、国のほうの政策で、臨時交付金関係で1名筆耕を雇っております。それから栄養士を1名減にしております。

包括支援センター関係で、ケアマネージャーを舟和会と舟形徳洲苑のほうから2名を派遣していただいて、それのお金を負担しておりましたが、それを、所長を1名雇って、2人分の経費を削っておりますけれども、その関係で1名ふえております。

産業振興課であります。農業委員会に1名増員、それから芸術専門員ということで25年度の繰越事業のほうで経費、充当する分を1名増員しまして、産業振興課では2名増員をしております。

教育委員会では、学校指導主幹が女性の方から男性にかわりまして、来客対応とか事務の補助ということで事務筆耕1名増員しております。

ほほえみ保育園では、事務筆耕1名と保育士3名ふえておりますけれども、正職員が1名減ったということと、国の基準で0歳児は子供3人に対して保育士1名とか、1歳児、2歳児については児童6人に対して保育士1名が国の最低の基準であります。1名の子供に職員1名をつけないといけない子供が出てきているということと、国の最低基準以上に、お子さんのこ

とですので事故があってはいけないということもありますので、そういった対応のために保育士関係をふやしているという状況にあります。

その結果、昨年度は65名の一般会計の臨時職員でありましたが、26年度については80名、そのほかに地域おこし協力隊が3名ずつ昨年もことしもいたということにあります。地域おこし協力隊については、年度当初、4月1日現在ですので、現在は2名で、再募集中であります、そういう状況になっております。以上です。

議長 ただいま総務課長から前回の回答を保留していた部分で答弁ございましたけれども、なかなかわかりづらい面もございますので、後ほど資料の提供を11日まで求めたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それではそのように、総務課長、お願いいたします。

日程第1 認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

議長 それでは、日程第1 認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。議案の概要について、執行部より説明を求めます。

会計管理者 (朗読、説明省略)

議長 5分間休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

議長 それでは再開いたします。

続きまして、監査委員による各会計の決算審査結果報告を林代表監査委員に求めます。よろしく申し上げます。

代表監査委員 それでは、平成25年度舟形町各会計歳入歳出決算審査の意見を述べさせていただきます。

1ページを開いていただきたいと思います。

平成25年度舟形町各会計歳入歳出決算審査意見書。

審査の概要であります。審査の対象として、（１）平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算書、（２）から（７）まで特別会計、（８）財産に関する調書の８項目について対象といたしました。

審査の期間。平成26年7月24日から8月1日（延べ7日間）実施しました。

審査の手続。町長から提出された舟形町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書について、関係法令に準拠して作成されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、証拠書類等を照合するとともに関係職員の出席を求め、慎重に審査検討を行う等の審査手続により実施いたしました。

数字等につきましては、先ほどの会計管理者の説明と重複しますので、重複する箇所については省略させていただきます。

２ページ、審査の結果。平成25年度各会計の決算書であります。省略いたします。

３ページからが一般会計であります。

１．決算係数について。町長より提出された決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係諸表及び証拠書類等照合審査した結果、決算係数はいずれも符合し、誤りのないものと認めました。

２．財政事情について。第１表が収支の推移ですが、会計管理者の説明と重複しますので省略いたします。

（１）歳入の状況。次のページに各款ごとに比較表を提示してありますが、先ほどの説明と重複しますので省略いたします。

５ページからが構成比の高いものの内容の説明であります。

町税だけ申し上げますが、第４表を見ていただきます。

収入済額は５億907万9,000円で、前年度に比べ1,352万5,000円、率にして2.6%減少した。歳入決算額に対する構成比は11.7%で、前年度より0.1ポイント減少している。内容は、法人町民税が1,691万6,000円の減、個人町民税が704万2,000円の増、町たばこ税、入湯税も若干増加しています。固定資産税が425万3,000円減少している。また軽自動車税も若干減少しています。

収入未済額は現年度分443万7,000円、滞納繰越分1,607万円、合計で2,050万7,000円となり、174万5,000円を不納欠損処理しています。

町税徴収率は99.23%で前年比0.11%増、滞納分8.68%で前年比10.58%減、合計96.45%で0.31%減少しました。生活困窮者や納税者の死亡等のさまざまな事由があるが、税の公平性の観点から今後も徴収率の増に努力されたい。

６ページが地方交付税です。５表を見ますと、平成24年度から減となっております。

詳細につきましては省略いたします。

7 ページ、朗読いたします。

歳入全体では、前年度より4,465万1,000円、率にして1.1%減少しました。前年度に比べ、地方交付税3,568万1,000円、県支出金5,860万3,000円、地方譲与税179万9,000円、町債5,340万円、町税1,352万5,000円、自動車取得税交付金が減少しています。

一方、増加したのは、国庫支出金3,327万4,000円、繰入金3,546万7,000円、繰越金4,082万6,000円であります。地方交付税は、平成19年度より毎年増加していたが、平成24年度から減少に転じています。地方交付税は歳入全体の47.5%を占め、その結果、自主財源は11億417万7,000円で全体の25.3%、依存財源は32億6,679万1,000円となり74.7%の割合となっています。財政調整基金1億4,000万円、公共施設整備基金8,370万取り崩して予算執行したものの、最終的には財調調整基金1億4,000万円、公共施設整備基金に4,414万7,000円積み戻す結果となっております。

3年目となる「ふるさと応援寄付金」は63件、243万1,000円の実績がありました。当町出身者の思いを大切に、有効に活用するとともに、今後も継続して推進されたい。また、町内産土産品等を活用し、工夫することで「ふるさと応援寄付金」が増加するよう検討されたい。

収入未済額が町税250件、2,050万7,000円のほか、住宅使用料5件、51万5,000円となっており、計255件、2,102万2,000円。昨年度に比較して件数は14件増、金額で220万1,000円増加しています。また、上記収入未済額のうち不納欠損として、町税30件、174万5,000円不納欠損処分しているが、地方税法第15条の7第5項、滞納処分の停止の要件によるもの1件、地方税法第18条の1消滅時効によるもの29件である。収入未済は自主財源の乏しい本町にとって厳しい財政をさらに圧迫することとなっており、税及び使用料などの住民負担の公平性の観点からも、その解消にさらなる努力をお願いしたい。

8 ページから歳出の状況であります。

第7表が款別支出額比較表であります、説明を省略させていただきます。

以下、構成比の多いものの内容の説明ですが、8、9ページの説明は省略させていただきます。

10ページをごらんください。

歳出全体では、前年度より4,903万円、率にして1.2%の減少となっております。

款別に見ると、総務費、衛生費、商工費、消防費、災害復旧費が増加し、そのほかは減少しています。節別に決算額構成比を見ると、人件費が16.2%で最も高く、普通建設事業が14.0%、繰出金12.6%、公債費11.9%などとなっています。人件費は、平成25年度は前年比金額で5,416万8,000円、7.4%の減となっている。職員給料と職員手当、共済費等はそれぞれ減少しています。

11ページから国民健康保険特別会計事業勘定であります。

決算計数について誤りのないことを確認いたしました。

財政事情について。収入の説明ですが、会計管理者の説明と重複しますので省略いたします。

12ページの上のほうが構成比の多いものの内容の説明ですが、省略いたします。

第2表が款別支出額比較表であります。これも重複しますので省略いたします。

13ページ中段です。

平成25年度の決算状況は、歳入歳出差引額が7,307万3,000円で、前年度比16.4%増加した。事業面については、被保険者の高齢化や医療の高度化が進み、医療費の増加の原因となっているが、特定健康診査事業の実施や健康づくり運動・健康指導の強化など、諸事業に積極的に取り組んでいることを評価したい。

保険税収納未済額が現年度分776万4,000円、滞納繰越分2,483万9,000円、計3,260万4,000円で、前年度より90万5,000円増加している。不納欠損金142万円を処分している。保険税滞納者に対しては、資格証明書15件、短期被保険者証38件を発行しています。税徴収率は、現年度分95.9%、滞納繰越分17.8%、合計で85.0%、前年と比べると0.7ポイント減少しています。今後も税収率の向上と収納未済額の回収に努められたい。また、町民のスポーツ教室等の健康増進事業、国保事業の円滑・適正な運営にさらなる努力をお願いしたい。

14ページ、後期高齢者医療事業特別会計であります。

決算係数について誤りのないことを確認いたしました。

財政事情について。収入の状況は第1表記載のとおりであります。先ほどの説明と重複しますので省略いたします。

15ページ、歳出の状況については広域連合への納付金となっております。この事業については、県内の市町村が組織した山形県後期高齢者医療広域連合が財政運営の主体となっており、町の業務としては保険料の徴収、被保険者の資格管理に申請や届け出の受け付け、被保険者証の交付などとなっている。被保険者数1,277名で前年度より12名減少しています。

16ページ、介護保険事業特別会計であります。

決算係数について、誤りのないことを確認いたしました。

2. 財政事情の収入比較表並びに17ページの支出比較表ですが、説明が重複しますので省略いたします。

17ページ中段です。

歳入の主なものは、国庫支出金1億7,403万円、支払基金交付金1億7,975万2,000円、保険料1億790万1,000円、県支出金9,480万5,000円等で、歳入全体では前年度比3.3%の増加である。また、基金は前年度2,763万1,000円であったが、5億53万8,000円増加して、年度末残高は3,316万9,000円となっている。介護保険料の収入未済額が現年度分30万7,000円、滞納繰越分14万3,000円、合計45万円となっている。うち3世帯11件、6万5,000円不能欠損処理しているが、いずれも介護保険法第200条による時効によるものである。包括支援センターによる相談業務や、地域の公民館などを利用した介護予防教室や、認知症予防講演会などを実施し、努力されているこ

とを評価したい。高齢化社会に向け、高齢者が支援・介護を安心して受けられ、老後に不安のないように、日常の介護活動と制度本来の運用が図られるよう期待します。

18ページ、簡易水道事業特別会計であります。

決算係数について誤りのないことを確認いたしました。

財政事情について。収入及び19ページの支出比較表につきましても説明を省略させていただきます。

19ページ中段です。

各地区の水道管布設工事はほぼ終了しており、真木野、松山実栗屋地区の石綿管から耐震管への布設替工事により管路破損事故減少を図りました。あとは維持管理費と償還金の支出となっています。年間有収水量は57万7,695立方メートルで有収率97.0%、前年度より2.3ポイントの減少となっています。これは県下でも上位のランクにあります。給水区域内人口は5,885人、給水人口5,847人、給水普及率は99.4%と高くなっています。1戸当たりの水道料金は1カ月平均4,890円で、前年度より80円高くなっています。水道使用料の収入未済額が、現年度分で220万円、滞納繰越分が526万円、合計746万円となっています。

水道はいまさら申すまでもなく、町民の最も重要なライフラインであり、「より安全なものを、より安定的に」を使命に、また企業会計の原則をもって独立採算の確立に向けてなお一層の努力をお願いしたい。

20ページ、農業集落排水事業特別会計であります。

決算係数について誤りのないことを確認いたしました。

財政事情について。収入及び21ページの支出比較表については説明を省略させていただきます。

21ページの中段です。

歳入の主な構成比は、使用料・手数料14.8%、繰入金53.4%、町債29.8%であります。町債は6,390万円借り入れ、1億2,888万2,000円を償還し、年度末残高は16億9,340万9,000円となった。また、基金は60万8,000円増加し、年度末基金残高は958万3,000円となっています。

歳出の主なものは、工事が完成しているため、施設管理費4,071万2,000円、長期債元利払い1億6,323万2,000円などである。

生活排水の垂れ流しは、近隣者にも迷惑をかけるばかりでなく、生活環境を悪くし、さらには清流小国川の水質悪化にもつながるため、今後とも計画的に事業を進めるとともに、既完了施設の供用率の向上にさらなる努力をお願いしたい。

供用状況。定住人口2,916名、供用人口2,556名、供用率87.7%になっております。また、使用料の収入未済額が現年度分84万1,000円、滞納繰越分150万8,000円、合計234万4,000円発生しているので回収に努力されたい。

22ページ、公共下水道事業特別会計であります。

決算係数について誤りのないことを確認いたしました。

財政事業について。収入の第1表、23ページの支出の第2表の説明は省略いたします。

23ページ中段です。

歳入の主なものは事業収入3,253万6,000円、繰入金1億458万2,000円、町債6,090万円であります。町債は6,090万円を起こし、1億2,146万5,000円を償還、年度末残高は15億9,418万5,000円となりました。

歳出の主なものは、工事が完了しているため、維持管理費3,870万2,000円と公債費1億4,872万2,000円だけであります。

農業集落排水と合併浄化槽を含む生活排水処理施設の普及率は81.9%となっており、県下35市町村のうち高い位置にあり、他の市町村に先駆けてこの事業に積極的に取り組んできたことを高く評価したい。今後も生活環境の改善、住民の快適な生活と農業用水、特に清流小国川の水質保全のため、計画的かつ効率的に事業を推進されたい。また、収入未済額が使用料現年度分10万2,000円、滞納繰越分27万7,000円、新設手数料滞納繰越分28万円、合計65万9,000円あり、回収に努力されたい。

財産に関する調書について。

公有財産。土地については、長沢、富長、堀内各小学校用地がその他の施設に移動、宅地は除雪センター用地買収、内山造成地売却、舟形第3宅地売却で313平米減、道路用地買収で727平米増となっている。建物については、主なものとして、長沢、富長、堀内各小学校からその他の施設に移動、実測センター、猿羽根山売店解体、休憩所の解体及び物産センター増築による移動であります。

今後は、売却されない分譲宅地や、保育所跡地、土地開発基金の土地など未利用地の活用が大きな課題となっています。将来を展望した土地の有効活用についてさらに努力されたい。

平成25年度の移動については、土地、学校用地4万546平米、その他施設32万365平米、宅地6万7,750平米、道路その他116万3,278平米、414平米の増で、年度末残高は305万6,263平米となった。建物、増加分、物産センター増築分11平米。減少分、舟小増築（H24分訂正）201平米、実測センター80平米、猿羽根山売店解体49平米、休憩所の解体49平米。差し引き368平米の減で、年度末残高は5万3,409平米となった。

有価証券は（株）地域・大学発研究所COMEセンターが廃止となり、6機関1,390万5,000円の残高となっている。

出資・出損金は、山形県労働者信用基金が解散となり、年度末残高は32機関、1億2,692万3,000円となっている。

これらは正確・適正に管理されていると認める。

2. 物品。物品については、自動車が2台増、バス1台増、除雪車1台更新、中古除雪車1台増、消防ポンプ1台増、ピアノ1台処分、その他は前年同様である。なお、パソコンはほかにリースで77台導入されている。

3. 基金。(1) 積立基金。平成25年度の一般基金の状況は、ふなっこ育成振興基金が新設された。増加分が8基金で823万8,000円、減少分が4基金で6,676万7,000円、差し引き5,852万9,000円減少し、3月末残高は12基金で14億1,443万円となった。増加したのが、介護保険給付基金553万8,000円、ふなっこ育成振興基金100万円、財政調整基金96万1,000円等である。また、減少した主なものは、公共施設等整備基金3,911万6,000円、緊急経済対策事業基金1,059万6,000円、国民健康保険給付基金1,620万2,000円等である。

(2) 定額基金。①土地開発基金。土地開発基金は土地の売買が発生しないため、利子分のみ10万6,000円増加し8,595万3,000円となった。土地の保有は保育所の歩道用地72.92平米、八畝林業跡地1,074.09平米、道路用地413平米、合計1,560.01平米と前年度と変更なしとなった。

②水田転作家畜導入貸付基金。平成25年度に貸付4頭、484万6,000円、償還は13頭、240万4,000円されている。年度末残高は現金で644万6,000円、貸付牛は10頭、457万円、合計で1,101万6,000円となっています。うち3頭、113万6,000円が償還期限を3年経過している。各年度40万円前後計画的に返済しており、回収の努力を評価したい。

③乳牛及び飼育牛導入事業基金。平成25年度中に償還はなく、年度末残高は現金で416万2,000円、貸付牛は皆無となっている。

④教育振興修学資金貸付金基金。新たに720万円増額され、基金残高は1億709万9,000円となっている。貸付している総数は101名で、内訳は25年度で貸し付けした者20名、以前貸し付けし返済中の者81名、返済据え置き中の者14名となっています。今年度末の貸付残高は1,152万円となっています。うち4件、67万円が未納となっており、うち長期未納者1件、45万円があるので注意されたい。

むすび。平成25年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出、財産に関する調書についての決算審査の概要は前に申したとおりであります。本年度は、一般会計特別会計合わせた決算額は、前年度より歳入で0.5%、歳出で0.5%減少している。歳入歳出差引額は2億9,046万7,000円となり、翌年度へ繰り越すこととなった。町税は、町民税1,054万5,000円、4.5%減、固定資産税425万3,000円、1.7%減、及び軽自動車税も減少しました。たばこ税と入湯税が若干増加したが、前年比2.6%減少している。

歳入の47.5%を占める地方交付税は、平成19年度から平成23年度まで少しずつ対前年度比で増加していたが、平成24年度から減額となり、本年度は3,568万1,000円、対前年度比1.7%の減となり憂慮される。

大きな事業としては、本庁舎の耐震化工事が行われ、倒壊または崩壊の危険性を回避するこ

ととなった。また、町道の改良整備、簡易水道施設の改修工事がなされた。これらは社会資本の整備を目的とする国県からの補助金によるものである。また、農協や商工会と連携し、農産加工施設設置への助成、プレミアム商品券発行への助成など、地域経済振興対策に取り組んでいる。また、除雪対策費として、除排雪事業 1 億7,962万2,000円、ロータリー除雪車の更新を行った。

住民福祉の向上と町民サービス、諸事業の遂行に鋭意努力された執行各層に敬意を表したい。今後の予算執行に特に留意すべき事項等については次のとおりである。

1. 主な財政指標を見るに、経常収支比率87.5、財政力指数0.205、実質公債比率13.1、将来負担比率74.9、公債費比7.3、起債制限比率5.7、公債費負担比率14.7となっている。全ての比率で前年度より好転しているが、財政に余裕がなくなっている事情には変わりありません。自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している当町にとっては、財政は国の政策に大きく影響されます。引き続き事務事業の合理化を図り、経費の節減等の財政の健全化に向けてさらなる努力をお願いしたい。

2. 予算執行に際しては、経費節減の面からも努力されていると判断されるが、中には、小額ではあるが事業を実施せずに全額不用額として決算処理し、翌年度再度予算化しているものも見受けられた。また、予算額に対して相当割合で不用額が発生しているものもあり、財政の厳しい折、予算編成に当たっては綿密な精査を行い、確度の高い予算措置を講じられたい。

予算は議会の承認を得て執行されるものであるから、計画された事業が実施されなかったり、多額の不用額が見込まれる場合は、年度内に減額補正するなど、適切に対応されたい。

3. 町税及び各使用料等の収入未済額が6,279万4,000円と多額になっている。うち323万円が不納欠損処理されており、極めて憂慮される状況にある。対策委員会を組織し、戸別訪問を実施したり、水道料金は給水停止措置を講ずるなど、それなりの努力をされているのは認められるが、善良なる一般町民との公平・平等を欠くことにもなるので、今後はさらに対策を強化して回収に当たられたい。

4. 一般会計から上・下水道、農集排の3特別会計への繰出金が総額で2億5,648万8,000円となっている。特別会計は会計ごとに事情があり一様にできない面もあるが、既に工事が終了している会計は、安易に繰出金に依存した運営にならないよう、企業会計的な観点に立って、会計内の財源確保に努力されたい。

5. 若あゆ温泉等管理事業において、温泉事業基金積立金が平成22年度740万円、平成23年度400万円、平成24年度600万円、平成25年度ゼロと推移しているが、一般会計よりの管理費支出や緊急雇用からの支出等もあり、町費の支出の削減を図るために、利用者増の方策や経営改善等を検討、指導されたい。

以上、決算審査の意見を述べましたが、限られた時間内で、しかも私どもの経験不足、技量

不足もあり、充実した意見書とは言いがたい面もあると思いますが、ご容赦願います。

今、国の最大の課題は、少子高齢化社会の医療・年金など社会保障関連費用の増加と、東日本大震災の復興対策、放射能汚染対策、その財源をどうするかという問題です。町内でも少子高齢化が進展し、人口減少による町の活力が失われることが心配されます。今こそ皆で知恵を出し合い、町民参加の安全で安心の生活環境づくりにさらに努力されることを要望して、平成25年度舟形町各会計決算審査の意見とします。

以上です。

議長 ただいま上程されました7会計決算と調書の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで、計7議案を審議するため、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査する方法ではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番大場清之君、6番野尻益夫君、7番叶内富夫君、8番八鍬太君、9番加藤憲彦君、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。ただいま指名した9名の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

5番 決算審査特別委員会の委員長には、議会運営常任委員長の八鍬太議員、副委員長には総務振興常任委員長の叶内富夫議員を推薦いたします。

議長 ただいま5番議員より、委員長には八鍬太君、副委員長には叶内富夫君との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。それでは、委員長には八鍬太君、副委員長には叶内富夫君に決定しました。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を11日まで休会することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、本会議を11日午後2時まで休会いたします。

午前11時28分 散会

平成26年9月11日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

平成26年舟形町議会第3回定例会第4日目

平成26年9月11日（木）

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 欽 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教 育 次 長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

議事日程

- 日程第1 認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 議案第52号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第3 委員会付託の審査報告

請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願

請願第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願

請願第5号 米価下落に関する意見書の提出についての請願

陳情第4号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情第5号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情

追加日程第1 発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第3号 米価下落に関する意見書の提出について

追加日程第3 発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出について

日程第4 閉会中の所管事務調査報告

文教民生常任委員会

日程第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時01分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

-
- 日程第1 認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長 日程第1 平成25年度決算の認定について議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7会計にについて審査報告を求めます。決算審査特別委員長八鍬 太君。

決算審査特別委員長 平成26年9月11日 舟形町議会議長 信夫正雄様。決算審査特別委員長 八鍬 太。

決算審査特別委員会審査報告書。平成26年9月定例会において、9月9日に設置し、本委員会に付託された、平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上、7会計の決算について、本委員会は9月

9日から11日まで3日間、提出された決算書等の内容について町長以下職員の説明を受け、これらについて慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

最後に申し添えますが、決算の認定に当たり、決算書のほかに提出される附属書類、特に主要な施策の成果報告書は予算執行と行政効果の客観的判断のための重要な資料であり、掲載する実績や数値データ等は正確かつ誤りのないよう留意されたい。以上です。

議長 それでは、ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声があります。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号から認定第7号まで7議案について採決いたします。認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第52号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第2 議案第22号 舟形町教育委員会委員の任命について議題とします。提案者の説明を求めます。

町長 それでは、議案書の56ページをお願いいたします。

議案第52号 舟形町教育委員会委員の任命について。次の者を舟形町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、同意を求め。平成26年9月4日提出 舟形町長。

提案理由であります。舟形町教育委員会員の石山和春氏は平成26年9月30日に任期が満了となることから、新たに上記の者を教育委員会員として任命するため提案するものであります。

今現在委員の石山和春さんであります。平成22年10月1日から舟形町教育委員に就任されております。1期4年間、舟形町の教育振興にご尽力をいただきました。この平成26年9月30日が任期満了に伴いまして家事都合、そして一身上の都合によりまして退任の申し出がありましたので、石山さんの後任として上記の氏名、高橋純康。住所、舟形町富田402番地。生年月日、昭和37年5月22日生まれ、52歳であります。なお、任期は、平成26年10月1日から平成30年9月30日までとなります。

高橋さんは、山形県立新庄農業高等学校卒業後、日本国有鉄道並びに東日本旅客鉄道株式会社に13年間勤務した方です。その後、平成6年4月1日から現在の社会福祉法人舟和会が経営する特別養護老人ホームえんじゅ荘に勤務されている方です。現在はえんじゅ荘の主任生活相談員並びに業務課長の要職にあります。高橋さんはえんじゅ荘に途中採用されたわけでありまして、業務課長に就任された平成24年4月1日までの間、社会福祉職歴18年間あります。この18年間の中において極めて難解な福祉資格を取っております。1つとしては介護福祉士、そして介護支援専門員、いわゆるケアマネであります。そして、福祉関係の最も、最高の資格であります社会福祉士の取得もされた方でありまして、非常に努力家で、勤勉実直な方であるというふうに思っております。今現在、山形県老人福祉施設協議の生活相談員研究会の会長を務めておるようであります。

一方、教育関係であります。平成22年、23年の2カ年にわたりまして旧富長小学校のPTA会長に就任しております。今現在は舟形中学校PTA副会長の要職にあります。さらに、舟形町野球連盟の副会長にありまして、さらに新庄リトルシニア野球クラブである中学生硬式野球において野球の指導者として今活躍しております。

このように高橋さんは福祉分野を通じてのボランティア活動はもとよりであります。学力向上、あるいは体育の体力の増進、さらには地域の教育力向上に意を注いでいる方でありまして、舟形町の教育全体についてご支援、お力添えをいただいている方です。人格的にも非常に高潔な方です。温厚篤実、前向きな姿勢、努力家で識見豊かな高橋さんです。最適者であるというふうに思いますので、皆さんの同意を賜りたいというふうに思いますので、改めて提案申し上げますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第3 委員会付託の審査報告

議長 日程第3 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願、請願第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法第9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願、請願第5号 米価下落に関する意見書の提出についての請願、陳情第4号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情、陳情第5号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情。

最初に、請願第3号並びに陳情第4号については、野尻文教民生常任委員長より報告をお願いします。

文教民生常任委員長 平成26年9月11日 舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願。審査結果、採択と決しました。

平成26年9月11日 舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情。審査結果、採択。以上です。

議長 それでは、請願第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決します。請願第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第4号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決します。陳情第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

請願第4号、請願第5号並びに陳情第5号について、叶内総務振興常任委員長に報告をお願いします。

総務振興常任委員長 平成26年9月11日 舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、今定例会で審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

記 1. 件名、請願第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法第9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、請願第5号、付託年月日、平成26年9月4日。件名、米価下落に関する意見書の提出についての請願。審査結果、採択。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、今定例会で審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

記 1. 件名、陳情第5号、「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情。

議長 請願第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法第9条を生かすことを求める意見書の提出を求める請願の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第4号を採決します。請願第4号を委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第4号は委員長申し出のとおり閉会中の継続審査と決定いたしました。

請願第5号 米価下落に関する意見書の提出についての請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第5号を採決します。請願第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第5号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第5号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める陳情の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより陳情第5号を採決します。陳情第5号を委員長申し出のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。陳情第5号は委員長申し出のとおり閉会中の継続審査と決定いたしました。

ここで、文書作成、配付のため暫時休憩をいたします。

午後2時23分 休憩

午後2時24分 再開

議長 それでは、再開いたします。

お諮りします。ただいま意見書の提出の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第1 発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

議長 追加日程第 1、発議第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局、朗読。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第 2 号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第 2 号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

追加日程第 2 発議第 3 号 米価下落に関する意見書の提出について

議長 追加日程第 2、発議第 3 号 米価下落に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから発議第 3 号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第 3 号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

追加日程第 3 発議第 4 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出について

議長 追加日程第 3、発議第 4 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出について議題といたします。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑ないものと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから発議第4を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。発議第4号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第4 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第4 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。野尻文教民生常任委員長に報告をお願いします。

文教民生常任委員長 平成26年9月11日 舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記 7月8日に税務福祉課より説明を受け、その後、リサイクルプラザもがみ、舟和会特別養護老人ホームなどの現地調査を実施いたしました。

調査項目

- (1) 国保特別会計、医療費と保険税に動向について。
- (2) 介護特別会計第6期計画の流れと概要。
- (3) リサイクルプラザもがみ視察、概要、運営、25年度ごみ処理実績などについて。
- (4) 特別養護老人ホームえんじゅ荘視察。業務内容と利用状況、入所待機者数の現状などについて。
- (5) 地域密着型複合施設ほなみ視察。概要、利用状況などについて。

所管・課題

(1) 医療の高度化、透析、がんなどの増加により医療費がふえており、保険税を抑えるためにも予防と初期の発見が大切であり、町では検診の受診率のアップと健康への意識向上に努めること。

(2) 第6期介護保険制度は27年度から実施されるので、策定に当たっては十分精査すること。介護保険料は当町の場合、最上広域の中でも高どまりになっているので、その理由について周知すること。

(3) 運営形態が民間に完全委託されたことにより環境への配慮、リサイクル率の向上に今後とも努めること。

(4) 入所待機者数が介護度3以上で42名と多く、支出の節約などがあり、希望にはすぐには添えない場合でも相談などを充実した対応をすること。

(5) 施設の制約により希望者全員には応えられないことが多い。それを解決する手段としてサテライト型施設を増設することが可能とのことであり、実現に向けて検討を進めること。以上です。

議長 ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第5 議員派遣の件議

議長 日程第5 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けいたします。

町長 それでは、一言御礼申し上げたいと思います。

平成26年第3回の定例議会、9月4日から8日間にわたる長い日程の中でご審議をいただきました。この中には、平成26年度の一般会計並びに特別会計にかかわる補正予算、さらには平成25年度の各会計の決算審議、加えて単行議案を含めて21件の案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、心から御礼申し上げたいと思います。

さて、平成25年度のこの一般会計を含めた7会計につきましては、全会計において黒字決算を結ぶことができました。7会計合計の歳入歳出差引額、いわゆる繰越金は2億9,046万6,584

円、この数字は昨年を上回る金額であります。

また、平成25年度の自主財源の町税であります。心配しておりましたが、この町税も昨年度に引き続いて5億円台の収入額でありました。額が5億907万9,449円でありました。伸び率は2.5%の減であります。これは自主財源であります。そういう自主財源比率も確保されまして、それだけに自由に使える財源も多いということになりました。

しかしながら、一般会計における歳入の47.4%を占める地方交付税であります。1.7%減の20億7,365万3,000円が交付されました。この額はこの4年間では最も減額率が高いようであります。この交付税、一般財源の大部分を占めるこの交付税であります。動向が今後とも不透明であります。したがって、今後とも財源、あるいは財政難を予測しながら、1つは財政の収支均衡、2つ目は財政の構造の弾力化、3番目は行政水準の確保、4番目は行財政運営の効率化、5番目は行財政運営の公正化、6番目が長期的財政安定の原則、この6つの行財政運営の基本原則を遵守しながら時代の要請に伝えていかなければならないと思っております。

いずれにしましても、今、第6次基本構想、基本計画、さらに過疎計画5年目であります。これらの計画を着実に具現化していくために、これからも議員各位、町民の皆さんのご意見、ご提言を踏まえながら、加えて時代の変化に対応した新たな課題に対して逆転の発想で、創意工夫を駆使して財源を確保して、舟形町の発展、活性化に努めてまいりたいと思っております。

なお、今議会で議員各位から賜りました建設的な意見、提言につきましては、課長等会議で今、特にやらなければならない事業を選択、精査して、財政あるいは緩急性を重視しながら執行してまいりたいと思っております。

また、決算審査の過程で議員の皆さんから指摘ありました、1つは決算書等主要な施策の成果報告書において数字、金額の不一致、あるいは内容面の不統一などが散見された項目の適正なこれからの是正、2つ目は当初予算と補正予算、そして執行済額と不用額との因果関係、この2つの件について、1つについては正確かつ誤りのないようにするとともに、2つの面については、何といたっても限られた予算の有効、効率性を精査しながら適正な執行を図ってまいりたいと思っておりますので、改めて皆さんに心からおわび申し上げるとともに、今後緊張感を持って改善に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、議員の皆さんには今後ともさらなるお力添えを賜りますように心からお願い申し上げます。御礼を込めたご挨拶とさせていただきます。8日間、本当にありがとうございました。

議長 以上をもちまして、平成26年第3回舟形町定例会を閉会いたします。8日間にわたる長い審議、ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後2時47分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署 名 議 員 奥 山 謙 三

署 名 議 員 野 尻 益 夫